

令和8年1月19日

総務委員会

庶務報告

総務部・地域振興部共通

(1) 住民票等のコンビニ交付手数料の見直しについて

(戸籍住民課長)

政策経営部

(1) 葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

(経営改革担当課長)

(2) スタジアム構想に係る民間事業者等ヒアリングの実施結果について

(スタジアム構想担当課長)

総務部

(1) バルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員による調査の進捗について

(総務課長)

(2) 葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件について

(総務課長)

(3) 損害賠償請求事件の判決について

(総務課長)

(4) かつしか若者未来会議の実施状況について

(すぐやる課長)

(5) 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査の結果について

(人権推進課長)

(6) 工事契約について

(契約管財課長)

施設部

(1) 柴又川甚まちなみ館改修工事の安全性の確認状況等について

(施設整備担当課長)

産業観光部

(1) 柴又川甚まちなみ館開館に向けた今後の対応について

(観光課長)

庶務報告 N.O.1
総務部・地域振興部
令和8年1月19日

住民票等のコンビニ交付手数料の見直しについて

戸籍住民課
税務課

区民の利便性向上に向けた「行かない窓口」の取組の一環として、区民サービスの向上及びコンビニ交付利用率の向上のため、住民票等のコンビニ交付手数料の見直しを行うもの

1 見直しの内容

対象となる証明書	窓口	コンビニ交付手数料	
		現行の手数料	見直し後の手数料
住民票の写し、印鑑登録証明書、 戸籍の附票の写し、 住民税課税証明書、納税証明書	300円	200円	150円
戸籍謄本 戸籍抄本	450円	350円	220円

なお、戸籍住民課窓口の繁忙期に対応するため、次の期間については、表中「対象となる証明書」のうち、住民税課税証明書及び納税証明書を除き、コンビニ交付手数料を10円とする。

- (1) 令和8年3月23日（月）から令和8年5月31日（日）まで
- (2) 令和9年2月1日（月）から令和9年5月31日（月）まで

2 今後の予定

- 令和8年2月 第1回定例会に事務手数料条例改正議案の提出
令和8年3月 広報かつしか、区ホームページ及びポスター等による周知
令和8年3月23日 手数料の見直し開始

庶務報告 N o . 1
政 策 経 営 部
令 和 8 年 1 月 1 9 日

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について

経営改革担当課

1 条例制定の趣旨

文化・芸術に関する区の窓口を集約し、一元的に文化振興に取り組んでいくため、令和8年4月1日から教育委員会事務局生涯学習課で所掌する文化・芸術に関する業務を地域振興部文化国際課へ移管する予定である。については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育委員会で所掌している文化に関する事務(文化財の保護に関する�除く。)を区長が管理し、及び執行することを条例で定めるもの

2 移管予定の主な業務

- (1) 区民文化祭の開催
- (2) 区民総合芸術祭典の開催
- (3) 合唱祭の開催
- (4) 葛飾区文化協会への助成

3 条例制定のスケジュール (予定)

令和8年2月 区長から教育委員会への意見聴取

第1回区議会定例会付議

令和8年4月 条例施行

庶務報告 N o . 2
政 策 経 営 部
令和 8 年 1 月 1 9 日

スタジアム構想に係る民間事業者等ヒアリングの実施結果について

スタジアム構想担当課

1 概要

事業条件等の整理を行うことを目的に、スタジアムの整備運営にかかる民間事業者等に対して、東新小岩運動場敷地の利活用や事業手法についてヒアリングを実施したため、その概要を報告するもの

2 ヒアリング事業者等

総合建設業者・設計事務所 7 社、開発事業者・鉄道事業者 7 社、施設管理事業者 7 社、広告代理店 2 社、スポーツ政策に精通する有識者（大学教授等） 3 名

3 ヒアリング結果（詳細は別紙のとおり）

（1）事業費見積

ア 概算整備費

屋外型スタジアム（15,000人規模）

スタジアム整備費 210億円～300億円

公園等整備費 20億円～ 30億円

イ 運営事業費（敷地全体）

収入見込（利用料、テナント等） 2. 9億円／年

支出見込（維持管理費、人件費等） 4. 6億円／年

営業収支見込（※ 広告収入を除く） ▲1. 7億円／年

※ 収支見込みでは、施設の命名権や広告料などで年間 2 億円程度得られれば安定運営が見込める範囲である。

近年、整備費が高騰していることから、民間によるスタジアム整備を検討す

る際には、集客力や企業スポンサーを持つプロスポーツクラブ等による関与が必須となる。また、収支見込みでは、施設の命名権や広告料などで年間2億円程度得られれば安定運営が見込める範囲である。さらには、23区初の球技専用スタジアムで『キャプテン翼』の活用により、事業参画に興味を示す民間事業者もあるものと見込まれる。

(2) 事業性

都心からのアクセスが良く、球技専用スタジアムとして非常に魅力がある。また、都内はサッカーチームが多く、スタジアム不足のため高い稼働率が見込める。ただし、大きな収益の柱の1つである大規模コンサート開催は、住宅地という立地条件や首都圏に競合するアリーナが多いことなどの課題が多く、特徴がなければ誘致は難しいと思われる。

(3) 導入機能

防災面や健康増進、地域交流の場など、公共性を担保していくことが望ましい。仮に、都市公園内で公共性の高いスタジアムであっても、スタジアムのコンセプトがしっかりとしていればスポンサーやテナント獲得には影響ないものと思われる。

(4) 『キャプテン翼』の活用

葛飾区にゆかりが深い『キャプテン翼』のコンテンツは魅力的であり、事業を推進していく上では、最大限に生かしてサッカーの試合以外でも収益を上げる必要がある。それには『キャプテン翼』をどこまで活用できるかを示し、民間事業者が参画しやすい環境を作ることが重要となる。

4 ヒアリング結果を踏まえた今後の進め方

スタジアム構想の具体化に向けて、キャプテン翼のコンテンツ活用に係る基本的な考え方を整理する。また、プロスポーツクラブが持つ発信力や影響力といった資源を活用したスタジアムのあるべき姿について、外部有識者等による会議体を設置して検討を進めていく。

5 今後のスケジュール

令和8年2月14日に住民説明会を開催してヒアリング結果等を報告するほか、地元の自治町会やまちづくり協議会等の関係団体へ説明を行う。

ヒアリング結果

1 概算事業費について

【ヒアリングに当たっての前提条件】

施設規模は、令和7年2月の総務委員会で報告した敷地活用イメージの施設面積を基本とする。

〔主な施設面積〕 園路・広場等29,000m²、スタジアム28,000m²、
テニスコート等3,000m²、駐車場・駐輪場3,000m²ほか

(1) 屋外型スタジアム

スタジアム整備費 210億円～300億円

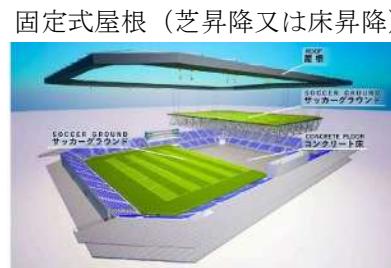
公園等整備費 20億円～30億円

(2) 屋内型スタジアム

整備目的	屋根仕様	概算整備費
稼働率や収益性の向上	開閉式屋根	+ 100億～120億円
	固定式屋根（芝スライド）	+ 80億～100億円
	固定式屋根（芝昇降又は床昇降）	+ 120億～150億円



出典：大和ハウスプレミストドームHP



出典：横河ブリッジHP

民間事業者へのヒアリング結果

- ・国内で開閉式屋根の事例は少なく、年数回程度の稼働では故障につながり易く、費用対効果が見込みにくい。
- ・芝スライドは開閉式屋根よりは若干安価であるが、スライド分のスペースの有効活用が課題となる。
- ・芝の昇降装置の維持管理費は年間3,000万円程度であるが、10年単位で電気系統の交換が必要となるため、30年で15億円程度が見込まれる。
- ・首都圏にはアリーナ等の競合施設が多数あり、コンサート等イベントの稼働率を上げるために、収容人数30,000人以上に対応できる規模で周辺交通環境にも余裕がある施設が望ましく、屋内型スタジアムのイニシャル・ランニングのコストアップ分の回収は困難が見込まれる。

(3) 段階的整備型（成長型）スタジアム

クラブチームの成長に合わせて、スタジアムの規模を拡大する手法で、初期投資の抑制の効果がある。

民間事業者へのヒアリング結果

- ・初期投資を抑える上では有効な手法であるが、増築時のコスト増加の懸念があり、多様な資金調達と運営手法の検討と合わせて検討が必要である。
- ・増築する際にはグラウンド側からの施工となるため、利用できない期間が生じてしまう。
- ・観客席を増設する部分は、更新性の高い鉄骨のユニットスタンドにする事例が多く、スタジアムの形状が物足りない印象になる場合もある。
- ・最終形態まで設計した上で段階的な工事計画を作るため、当初から将来像を決めて設計する必要がある。

(4) 運営収支

ア 維持管理費用 スタジアム本体 4. 1億円程度／年
公園等 0. 5億円程度／年

イ 運営収支見込 (千円)

収入	●スタジアム本体	
	・変動 利用料	2 2 3, 0 0 0
	その他利用料	4 5, 0 0 0
	・固定 広告	※
支出	●公園等	
	・変動 運動場駐車場利用料	1 5, 0 0 0
	・固定 テナント	4, 0 0 0
	収入計	2 8 7, 0 0 0
支出	●スタジアム本体	
	・変動 光熱水費	2 7, 0 0 0
	・固定 人件費	5 6, 0 0 0
	維持管理費 (天然芝含む)	3 2 2, 0 0 0
支出	●公園等	
	・固定 維持管理費	5 2, 0 0 0
	支出計	4 5 7, 0 0 0
	※営業収支	▲ 1 7 0, 0 0 0

※施設命名権、広告収入は除く

(収支見込みでは、施設の命名権や広告料などで年間2億円程度得られれば安定運営が見込める範囲である)

ウ 民間事業者へのヒアリング結果

全体	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、整備費が高騰しており、民間によりスタジアム整備を検討する際には、集客力や企業スポンサーを持つプロスポーツクラブ等による整備や運営等への関与が必須となる。 ・公園等の整備も含めて、『キャプテン翼』の活用により事業参画に興味を示す民間事業者もあるものと見込まれる。 ・本計画の收支見込みにおいて独立採算に必要な施設命名権等の広告収入は年間2億円程度であり、計画次第で安定運営が見込める範囲である。
広告収入	<ul style="list-style-type: none"> ・スタジアム広告の場合、総武線沿線にあることによる屋外広告物としての価値よりも、スタジアム整備や運営のコンセプトが重視される。 ・23区初の球技専用スタジアムで、かつ、『キャプテン翼』を活用したスタジアムであれば、他に例のないメッセージ発信も可能となり、広告価値も高まる可能性はある。 ・『キャプテン翼』のコミック連載は終了したが、ネーム形式で継続されており、最終話までの構想とスタジアム整備が重なると、国内外で新たなブームになる可能性も十分ある。
天然芝の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・サッカー使用のみであれば毎年張り替える必要はなく、年間3,000～4,000万円の維持管理費が目安となる。 ・サッカー使用の場合、芝が痛む箇所がゴール前と副審走路に集中するため、200m²～500m²程度の圃場（予備天然芝の育成場）が近場にあった方が部分修繕は効率的である。 ・コンサート使用を前提とすると、準備も含めて数日間は芝に蓋をしてしまうためダメージが大きい。 ・コンサート後すぐにスポーツで使用するためには、肉厚のロール型天然芝で張り替える必要があり、1億円弱の費用がかかってしまう。

2 事業性

民間事業者へのヒアリング結果

立地	<ul style="list-style-type: none">・都心からのアクセスが良く、球技専用スタジアムとして非常に魅力がある。・都内はどの世代もサッカーチームが多く、スタジアム不足のため高い稼働率が見込める。・対象敷地の周辺は川が多く、一般的な店舗系での広域集客は難しい。
商業性	<ul style="list-style-type: none">・スタジアムに依存しない商業施設で事業を成り立たせるには、売り場だけで2万m²は欲しい。・スタジアムと親和性のあるレストランやカフェ程度が望ましい。・敷地が狭く、公共性、商業性などの複線的な要素を満たす多機能型スタジアムの検討は難しい。・商業施設は物資提供や非常用発電の提供といった防災機能も備えており、一般的な屋外の都市公園レベルよりも充実した対応ができる見込みである。
スポーツ以外の興行	<ul style="list-style-type: none">・収益性を高めるためにはコンサート開催が有効だが、立地条件や収容人員15,000人規模程度では採算は取れず、天候に左右されず音響設備が整うアリーナの方が需要は高い。・大きな収益の柱の1つである大規模コンサート開催は、住宅地であることや首都圏に競合するアリーナが多く飽和状態にあるため、特徴がなければ誘致は難しいと思われる。・大型トラック30~40台に対応できる周辺環境になければ大型イベントの開催は難しい。・収容人数が近い新秩父宮ラグビー場とイベント誘致等で競合するため、特徴を出す必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">・企業が多額の投資を決めるのはスタジアムのコンセプトに共感できるかどうか。『キャプテン翼』は日本サッカーの夢ともリンクしている。23区初の球技専用スタジアムであり、コンセプトがしっかりしていれば、参画に興味を示す企業はあるのではないか。・『キャプテン翼』は、圧倒的な世界的ブランドイメージがあり、活用に制限のない事業手法であればインバウンドも見込める。・設計、工事と長期間に渡るため、その間に各業界のトレンドも変わる。計画変更に柔軟に対応できるように、公募要件に余裕のあるPFI事業が望ましい。・大規模商業施設よりは、公共性の高い機能の導入やプロスポーツ団体との協働、地域コンテンツ活用を進める方が事業性は高い。

3 導入機能

民間事業者へのヒアリング結果

- ・防災面や健康増進、地域交流の場など、公共性の高い機能を重視した都市公園内のスタジアムであっても、スタジアムのコンセプトがしっかりしていれば、スポンサー獲得には影響ないものと思われる。
- ・プロスポーツクラブが少ない地域性を考慮すれば、トップアスリート育成を目的とした運動教室やスポーツドクタークリニックを併設するなどの独自の地域コミュニティの形成が望ましい。
- ・「キャプテン翼」モチーフの建物の方が相乗効果によって良い傾向に進む可能性が高い。民間事業による還元額は見込みにくいが、商業店舗面積にボリュームを出すよりはレストランやカフェの方が需要はあるのではないか。

4 『キャプテン翼』の活用

民間事業者へのヒアリング結果

- ・敷地のポテンシャルとして、『キャプテン翼』のエンタメ施設（ミュージアムや体験型など）と割り切った方がコンセプトが理解されやすく、事業性も確保しやすい。
- ・『キャプテン翼』のコンテンツの取り扱いが重要であり、曖昧な条件では利害関係者が参画を判断しづらい。『キャプテン翼』をどこまで活用できるかを示し、民間事業者が参画しやすい環境を作ることが重要である。
- ・施設のコンセプトによって広告価値が大きく変わるため、活用のイメージが示されていると事業検討がしやすい。
- ・『キャプテン翼』に振り切った観光施設と捉えた場合に、リピートや平日客の確保が課題となるため、十分な検証が必要である。
- ・葛飾区にゆかりの深い『キャプテン翼』のコンテンツは魅力的であり、事業を推進していくうえでは最大限に生かしてサッカーの試合以外で収益を上げる必要がある。

5 スポーツ政策に精通する有識者（大学教授等）へのヒアリング結果

上林功教授 (日本女子体育大学教授)	<ul style="list-style-type: none"> 新小岩駅周辺の住宅エリアで、商業施設との複合化は課題が多いと考えるが、スタジアムを憩いの場の一つにできる可能性はある。 海外には地域とつながるスタジアムが多い。地域住民と協働でスタジアム構想を進めることで、地元に愛されるスタジアムに近づくことも多い。 本格的なサッカースタジアムを作ることが、キャプテン翼のIP（キャラクターを核とした知的財産）をスタジアム運営に生かすための鍵と考えている。
澤井和彦准教授 (明治大学)	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設との複合化は地域の活性化などにつながりにくい。都市公園である以上は、防災や医療、教育などの公共性が高い機能が望ましい。 音楽系コンサートの実施は稼働率にはつながるが、芝生の養生まで含めれば採算性を確保することが難しい。ダブルフランチャイズとして、ラグビーやアメリカンフットボール等のチームを誘致することも考えられる。 計画の早い段階で、運営者や開発事業者を参画させることが重要となる。総合建設業者やサッカーチームに全て任せてしまうと、アスリートのためのスタジアムとなってしまう。
舟橋弘晃准教授 (中京大学)	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム整備は目的ではなく手段であり、どのような地域課題を解決する事業なのか、その大義を公に発信することが重要である。敷地が区有地となる以上、地域課題の解決に資する観点から、都市に不足している複合機能を検討することが望ましい。商業施設と直接複合化するのか、あるいは周辺の既存商業エリアの活性化を図るのか、方向性を整理する必要がある。 音楽系コンサートは関東圏にアリーナが増えるため、同規模の屋外施設に対してライブニーズを見極め、限定的な場合は音楽関係の過剰な初期投資は避けるべきである。稼働率を高めるため、サッカー以外のホームクラブ誘致や、公共へのスタジアム利用枠提供といった官民連携の活用方法も検討の余地がある。

庶務報告 N.O.1
総務部
令和8年1月19日

バルサアカデミー葛飾校に関する第三者調査委員による調査の進捗について

総務課

1 概要

令和7年9月4日付けで締結したバルサアカデミー葛飾校に関する調査委託について、調査の進捗状況を報告するもの

2 進捗状況

(1) 令和7年9月4日～11月4日

各第三者調査委員で資料検討（事情聴取事項と事情聴取対象者の検討を含む。）

(2) 令和7年9月16日

報告書の作成手順、葛飾区から受領した資料の検討の仕方、事情聴取対象者と事情聴取事項の方向性及び今後の進行について第三者調査委員間で協議

(3) 令和7年11月4日

事情聴取対象者及び事情聴取事項について第三者調査委員間で協議

(4) 令和7年12月17日以降

事情聴取

3 今後の予定

令和8年3月 報告書完成

庶務報告 N o . 2
総務部
令和8年1月19日

葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件について

総務課

次のとおり、葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求の訴えの提起があつたため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 葛飾区福祉事務所長は、令和5年9月26日付けで生活保護法第63条に基づく保護費返還決定処分（以下「原処分」という。）の通知を送付した。
- (2) 葛飾区福祉事務所長は、原処分を取り消し、必要な控除額を差し引いて算出し、改めて令和6年5月21日付けで保護費返還決定処分の通知を送付した。
- (3) 被告は、令和7年2月28日、同月6日時点で原処分に基づく返納額が未納であるとして、督促状（以下「本件督促状」という。）を送付したところ、原処分が既に取り消されていたため、同年5月15日付けで本件督促状に係る処分を取り消す旨の通知を送付した。
- (4) 地方公務員が法令に基づかない業務を行うことは違法であり、本件督促状の作成及び発送も違法である。郵送料92円及び本件督促状の作成業務及び発送業務に従事した人員の給与のうち、本件督促状の作成及び発送に要した全ての時間に当たる金額267円を損害とすべきであるため、被告はこれらの損害を回復するために、葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長並びに葛飾区福祉事務所東生活課長に対し損害賠償請求を行わなければならない。

2 訴訟の内容

- (1) 事件名 XXXXXXXXXX 葛飾区職員の行為に関する損害賠償請求事件
- (2) 裁判所 東京地方裁判所
- (3) 原告

(4) 被告

葛飾区長

(5) 請求の趣旨

ア 被告は、令和7年2月28日当時の葛飾区長及び葛飾区福祉事務所長並びに葛飾区福祉事務所東生活課長に対し、92円及び267円並びにこれらにかかる令和7年2月28日から支払済みまで年3%の割合による金員を請求せよ。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

3 事件の経過

(1) 令和7年9月14日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年12月22日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

庶務報告 N.O. 3
総務部
令和8年1月19日

損害賠償請求事件の判決について

総務課

次のとおり、損害賠償請求事件の判決があつたため、報告するもの

1 原告の主張

原告は、葛飾区立 [REDACTED] 小学校（以下「本件小学校」という。）の5年生当時、同じクラスの児童（以下「加害児童」という。）より暴力行為を受け、顔面打撲、P T S D、全身の痛み、左目の視野の一部が見えない（心因性視力障害）等の症状を発症し、身体的及び精神的苦痛を被ったことから、同暴力行為について、本件小学校の教員らが適切な措置を講じることを怠ったことを理由に、本件小学校の設置者である被告葛飾区に対しては国家賠償法第1条第1項に基づき、監督義務者である加害児童の両親に対しては民法第714条第1項に基づき損害賠償を求める。

2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 損害賠償請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告
[REDACTED]
[REDACTED]
法定代理人親権者 [REDACTED]

(4) 被告

ア 葛飾区

イ [REDACTED]

ウ [REDACTED]



(5) 請求の趣旨

ア 被告らは、原告に対し、連帯して949万9,263円及びこれに対する令和2年9月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及びアにつき仮執行宣言を求める。

(6) 判決の趣旨（葛飾区に関連する部分に限る。）

ア 原告の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(7) 判決の理由（葛飾区に関連する部分に限る。）

学校の教職員は、学校における教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負うが、本件小学校の教職員にそのような義務違反があったということはできず、原告の請求は理由がない。

3 事件の経過

- (1) 令和6年4月24日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、令和6年5月14日）
- (2) 令和6年8月2日 第1回弁論準備手続期日
- (3) 令和6年9月13日 第2回弁論準備手続期日
- (4) 令和6年11月12日 第3回弁論準備手続期日
- (5) 令和7年1月10日 第4回弁論準備手続期日
- (6) 令和7年3月4日 第5回弁論準備手続期日
- (7) 令和7年5月9日 第6回弁論準備手続期日
- (8) 令和7年5月21日 第7回弁論準備手続期日
- (9) 令和7年8月19日 口頭弁論期日
- (10) 令和7年9月12日 第1回和解期日
- (11) 令和7年10月3日 第2回和解期日
- (12) 令和7年12月22日 判決言渡期日

庶務報告	N o . 4
総務部	
令和8年1月19日	

かつしか若者未来会議の実施状況について

すぐやる課

1 目的

若者自身が主体となってまちづくりについて議論する場を設け、自ら事業を企画し、それを実現させる経験を通じて、課題解決能力や区政への参画意識を培う。

2 会議実施状況

(1) 申込者

13名（高校生2名、大学生6名、社会人5名）※募集人数6名程度

(2) 会議スケジュール

令和7年4月 参加者募集（広報紙、区HP等）

令和7年5～8月 企画及び発表準備等（5回実施）

令和7年9月7日 区長への事業提案プレゼンテーション

令和7年9月～令和8年2月 イベント内容の検討、準備等

3 実施事業（イベント）内容について

(1) 概要

会議の中で若者から出された、「子どもや保護者が、葛飾の魅力を感じられたり、イベントを通して来場者の交流が生まれる場を目指す」という思いを実現するため、にこわ新小岩で「かつしか冬まつり」を実施する。

(2) 日時

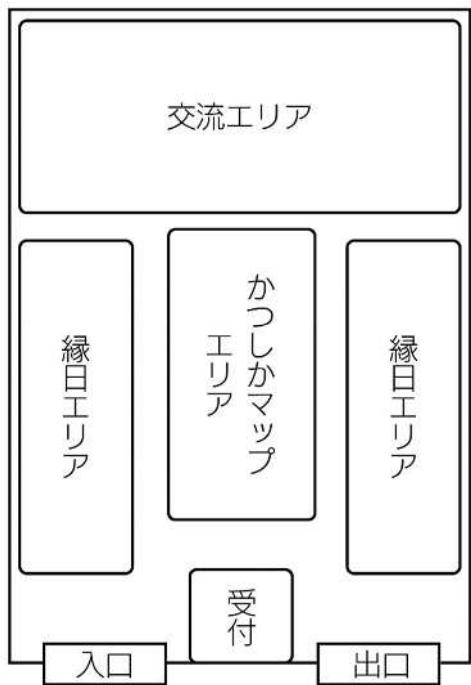
令和8年2月15日（日）午後1時から午後5時まで

(3) 場所

にこわ新小岩（新小岩地域活動センター）（西新小岩四丁目33番2号）

2階多目的ホール

(4) イベント当日館内予定図



ア 縁日エリア

ヨーヨー釣りや輪投げなど、お祭りらしい遊びを楽しめるエリア

イ 交流エリア

参加者同士がモルック（仮）を通じて交流するエリア

ウ かつしかマップエリア

イベント参加者が葛飾区の白地図に「未来のかつしかにあると良いもの」
を記入し、1つの地図を作り上げるエリア

庶務報告 N.O.5
総務部
令和8年1月19日

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査の結果について

人権推進課

1 調査目的

葛飾区民の男女平等の意識と実態について調査し、「葛飾区男女平等推進計画(第7次)」(以下「計画」という。)の策定に向けた基礎資料とする。なお、計画には「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第5次)」、「葛飾区女性活躍推進計画(第3次)」及び「(仮称)葛飾区困難女性支援基本計画(第1次)」を内包予定である。

2 調査概要等

(1)調査対象

区内在住の満15歳以上の男女3,000人

(2)抽出方法

住民基本台帳に基づく単純無作為抽出法

(3)調査方法

郵送配布・郵送回収またはインターネットによる回答

(4)調査期間 令和7年7月9日から8月11日まで

(5)有効回答数 720件

(6)有効回答率 24.0%

3 調査結果の概要

(1) 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査結果を踏まえた主な課題 別紙1

(2) 葛飾区男女平等に関する意識と実態調査報告書(概要版) 別紙2

4 葛飾区男女平等推進計画策定(第7次)に向けて

別紙資料等の調査結果を踏まえて、今後、区長から諮問した葛飾区男女平等推進審議会にて十分に審議を重ね、現在策定中の各計画に反映させていく。

5 計画策定スケジュール(予定)

・令和8年12月 総務委員会に葛飾区男女平等推進計画(素案)(第7次)報告
パブリックコメント実施

・令和9年2月 総務委員会にて葛飾区男女平等推進計画(案)(第7次)報告

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査結果を踏まえた主な課題

(1) 男女平等について

- ・「十分に平等になってきている」と「かなり平等になってきている」という肯定的回答の合計が前回調査より減少（前回調査：33.8%、今回調査：31.9%）しており、区民の平等感は足踏み状態にある。（P. 4）
- ・家事などの分担においては、「風呂やトイレの掃除」「ゴミ出し」以外の主要な家事（洗濯、食事の支度等）で女性の負担が7割を超えており、家庭内における無意識の役割分担が解消されていない状況にある。（P. 7）

(2) 家庭生活について

- ・男性の家庭参画の度合いは8割以上が肯定的である一方、実現に必要なこととして、「上司や同僚の理解（63.2%）」や「男性自身の取り組みたいと思う気持ち（61.4%）」「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む（55.0%）」が上位に上がっている。（P. 9）

(3) 就労について

- ・女性の再就職支援においては、「働き方の選択肢を多くする（64.3%）」「保育施設の充実（62.4%）」や「再雇用制度の充実（60.3%）」が求められている。（P. 11）
- ・男性の育休取得率は前回調査より増加（前回調査：1.3%、今回調査：5.1%）したものの、女性（前回調査：11.4%、今回調査16.8%）とは開きがある。（P. 12）

(4) ワーク・ライフ・バランス（WL B）について

- ・WL B実現に必要なこととして、「業務の効率化により長時間労働改善（41.8%）」よりも「残業や副業を行わなくても生活できる賃金の上昇（49.3%）」が最多である。（P. 16）

(5) DV（ドメスティック・バイオレンス）について

- ・身体的暴力だけでなく、「大声で怒鳴られる」、「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方といった精神的・心理的暴力の経験率が高いことから、多様な暴力への認識の周知が必要である。（P. 19）
- ・医師の治療を必要としない程度の暴力（女性6.4%、男性2.2%）など、表面化しにくい暴力への早期介入と相談体制の周知が必要である。（P. 19）

(6) 性の多様性について

- ・性自認について悩んだことがある（女性5.1%、男性2.5%）の回答は、前回調査（女性6.6%、男性5.4%）よりも減少しているが、当事者が安心して生活・相談できる環境づくりが引き続き課題である。（P. 25）

(7) 健康について

- ・女性が自分の健康のために必要なことについて、「子どもの成長と発育に応じた

性教育（66.4%）」が多い。また、「更年期についての情報提供、相談体制の充実（女性：43.3%、男性：26.0%）」は、女性が17.3%上回っている。（P.26）

（注）「前回調査」とは、令和2年11月付け「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」である。

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査報告書

概要版

1 調査概要	1
2 調査結果	
(1)回答者の属性	2
(2)男女平等	4
(3)結婚観	6
(4)家庭生活	7
(5)就労	10
(6)ワーク・ライフ・バランス	14
(7)セクシュアル・ハラスメント	17
(8)DV(ドメスティック・バイオレンス)	19
(9)性の表現	24
(10)性の多様性	25
(11)健康	26
(12)学校教育	27
(13)女性の社会参画	28
(14)防災	30
(15)施策や制度など	31
(16)自由回答	33

令和8年1月
葛飾区

1 調査概要

「葛飾区男女平等推進計画(第7次)」の策定にあたり、区民の男女平等に関する意識と実態について把握、分析し、計画改定の基礎資料として活用することを目的と定め、実施した。

■ 調査設計

調査対象： 葛飾区に居住する満15歳以上の男女3,000人を住民基本台帳より無作為抽出

抽出方法： 単純無作為抽出法

調査方法： 郵送配布－郵送回収またはインターネットによる回答
(督促を兼ねた礼状ハガキ1回送付)

調査時期： 令和7年7月9日～8月11日

■ 回収結果

有効回収数： 720

有効回答率： 24.0%

※葛飾区の人口 約47万人に対し、アンケート回答数720件は統計学上有効といえます。母集団が大規模であっても、必要な標本数は誤差許容度で決まります。例えば95%信頼水準で誤差±5%以内に収めるには約400件、±4%以内なら約600件の回答が目安とされます。今回の720件はこれを上回り、誤差は約±3.7%に収まります。したがって本アンケートは、母集団の傾向を把握するのに十分な精度を持つ有効な調査結果と位置付けられます。

■ 報告書概要版の見方

- (1) 回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。それぞれの質問の回答者数は、N(Number of case)と表記しています。
- (2) %は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合(例えば99.9%、100.1%)があります。
- (3) グラフ中の「全体」とは回答のあった全てを指します。ただし前問の回答で回答者を限定する質問があり、その場合、回答者数Nの数値が変わります。
- (4) 性別、年代別、就労有無別などによるクロス集計について、質問の回答から属性を分類しています。したがって、回答において無回答の方がいるため、属性の回答者数の合計は全体の回答者数と一致しません。(例:2ページ目「年齢」では、全体(N=720)、女性(N=434)、男性(N=277)と記載されております。)
- (5) 回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計は100%にならないことがあります。
- (6) 本文及びグラフ中の設問文並びに選択肢の表現は一部省略している場合があります。
- (7) クロス集計による分析では、分析軸の項目のうち回答者数が20未満の場合、全体結果と比率に大きな差がある選択肢であっても、本文で触れていないところがあります。

■ 調査機関

株式会社グリーンエコ東京事務所

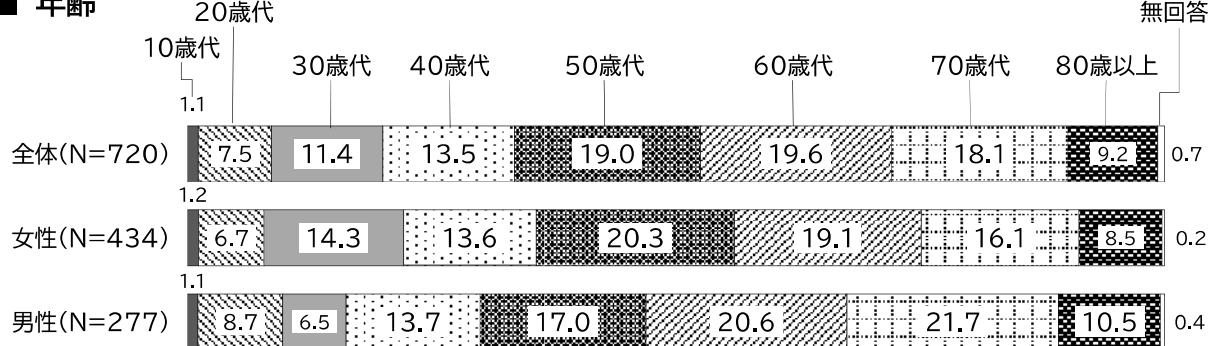
2 調査結果

(1) 回答者の属性

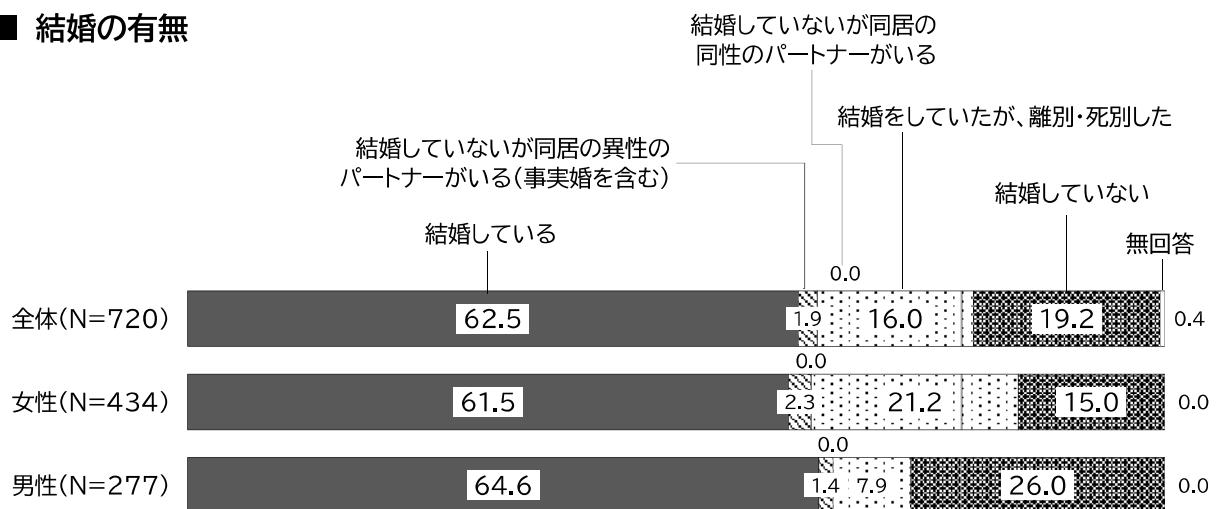
■ 性別



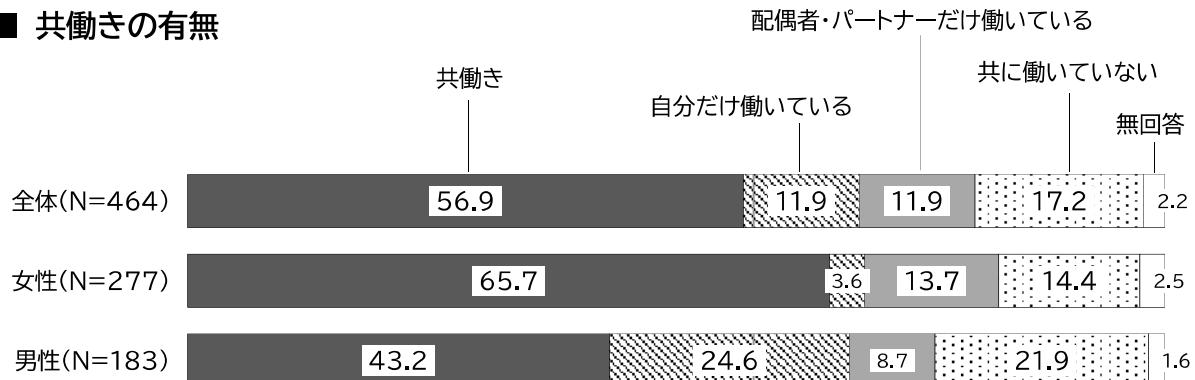
■ 年齢



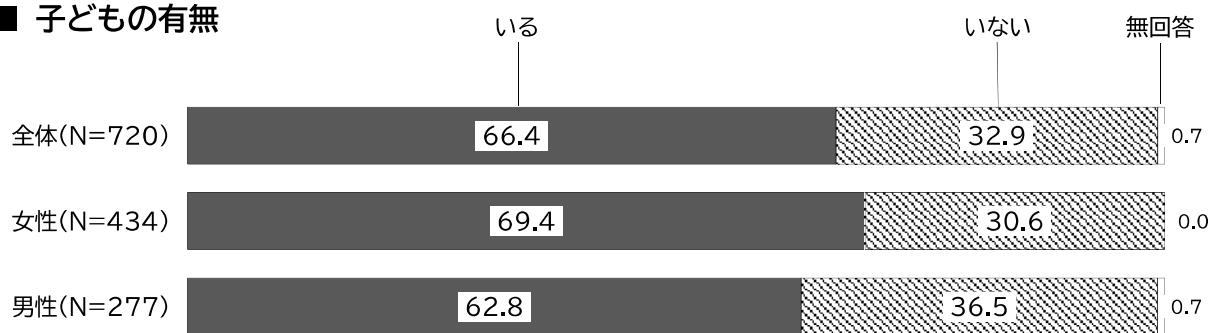
■ 結婚の有無



■ 共働きの有無



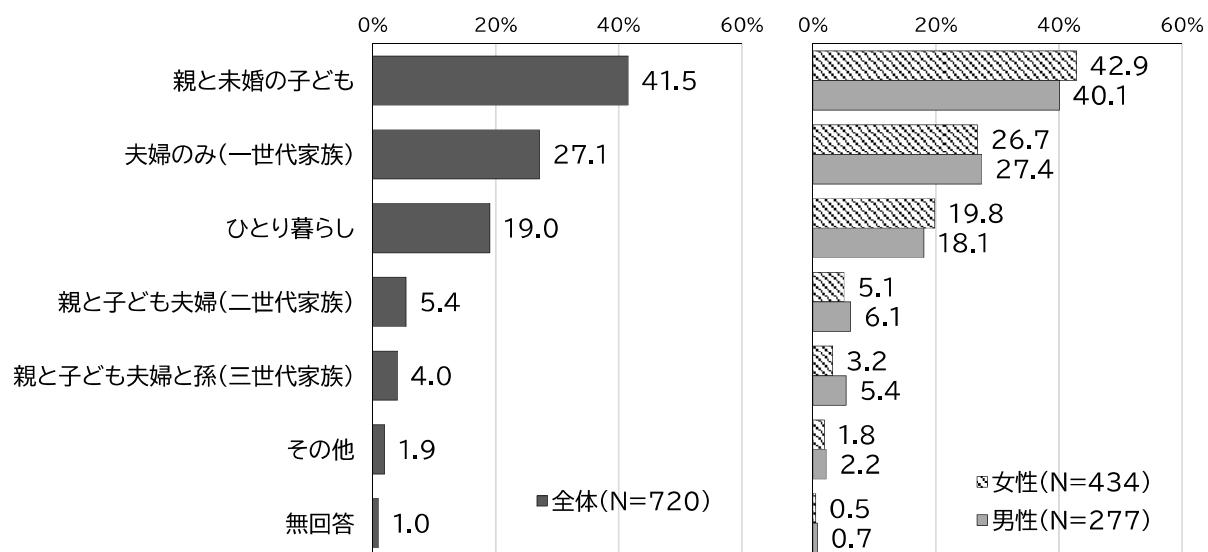
■ 子どもの有無



(一番下の子どもの年齢)



■ 家族構成

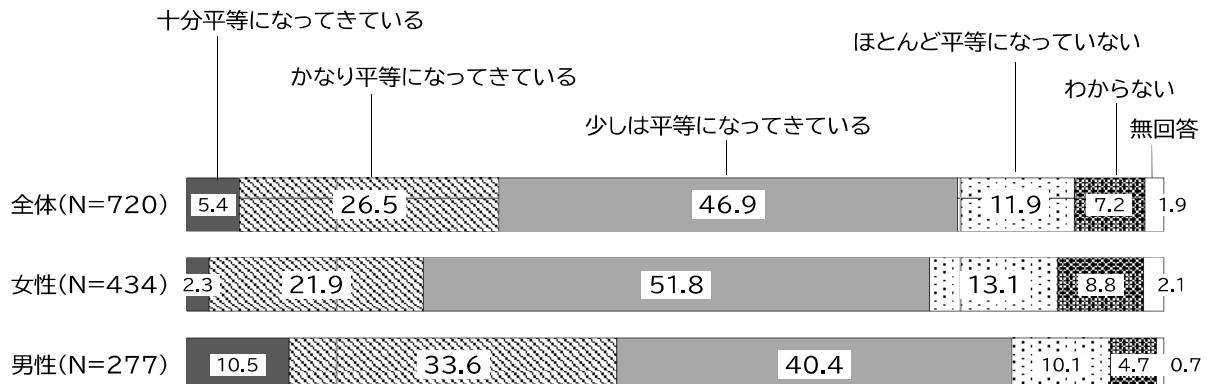


(2) 男女平等

■ 男女平等社会の進度

問 あなたは、日々の暮らしの中で、男女平等社会はどの程度進んでいると思いますか。
(○は1つだけ)

全体では、「少しは平等になってきている(46.9%)」が最も多く、「かなり平等になってきている(26.5%)」が続いています。「十分平等になってきている(5.4%)」と「かなり平等になってきている(26.5%)」の合計は31.9%です。一方、「ほとんど平等になつていらない」は11.9%となっています。

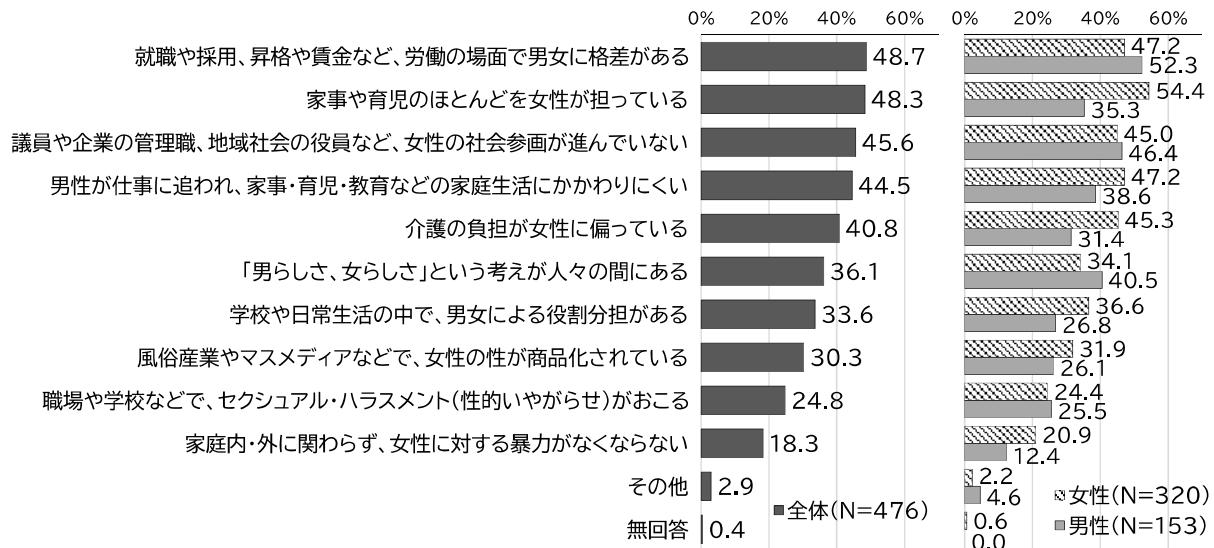


■ 男女の不平等を感じること

(男女平等社会の進度について、「少しは平等になってきている」、「ほとんど平等になつていらない」と回答した人に
対して)

問 具体的に、どのような点で男女の不平等を感じますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差がある(48.7%)」が最も多く、「家事や育児のほとんどを女性が担っている(48.3%)」、「議員や企業の管理職、地域社会の役員など、女性の社会参画が進んでいない(45.6%)」が続いています。性別でみると、女性は「家事や育児のほとんどを女性が担っている(54.4%)」が最も多く5割を超えており、男性は「就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差がある(52.3%)」が最も多くなっています。男女の違いをみると、「家事や育児のほとんどを女性が担っている(女性:54.4%、男性:35.3%)」、「介護の負担が女性に偏っている(女性:45.3%、男性:31.4%)」で、女性が男性をそれぞれ19.1%、13.9%上回っています。

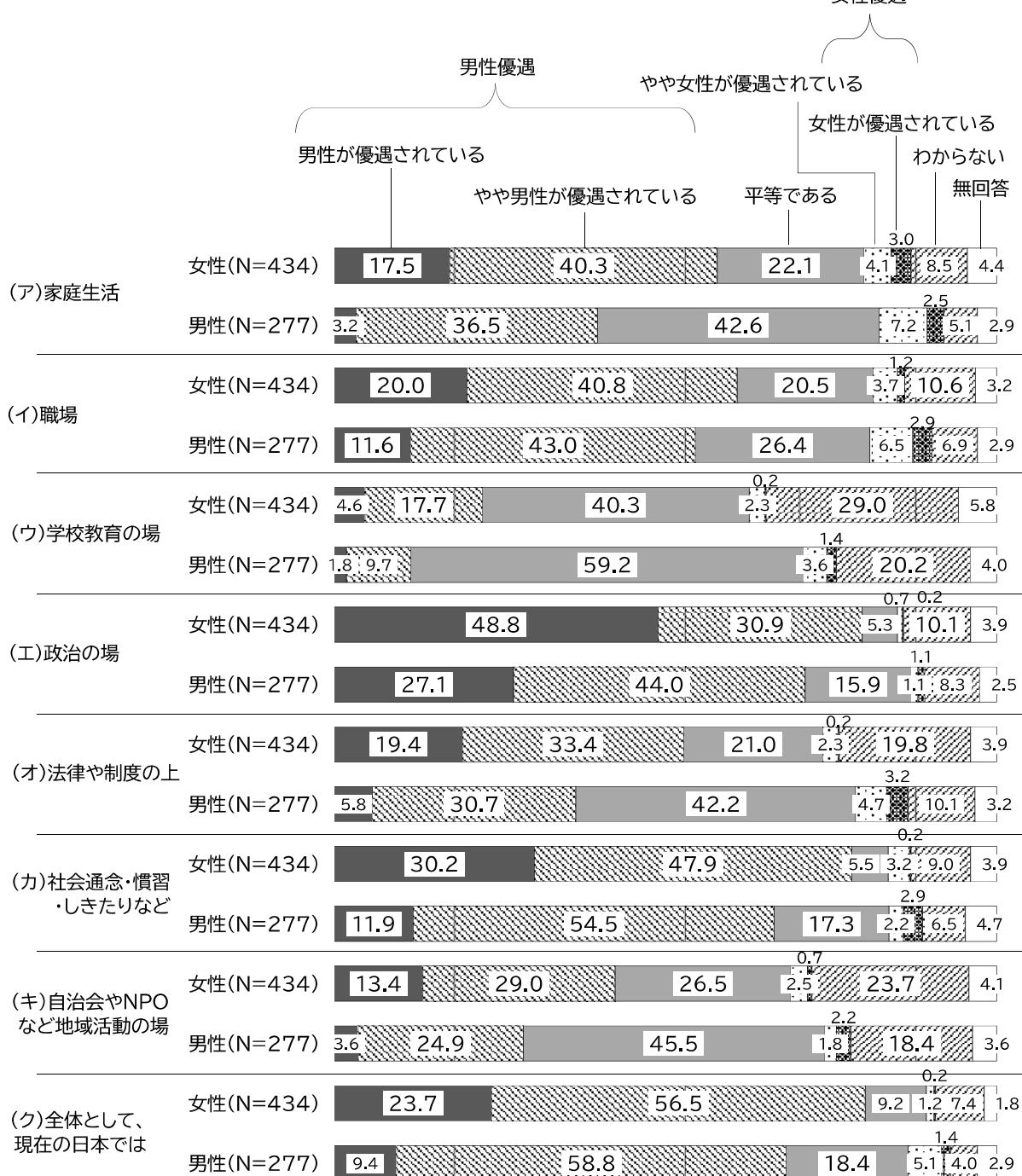


■ 男女の地位の平等感

問 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(ク)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。(○はそれぞれ1つずつ)

性別でみると、いずれの項目も、女性は男性より《男性優遇》が、男性は女性より《平等》《女性優遇》が多くなっています。また、女性は《男性優遇》が《平等》を『学校教育の場(《男性優遇》:22.3%、《平等》:40.3%)』以外で上回っており、『政治の場(79.7%)』、『社会通念・慣習・しきたりなど(78.1%)』、『全体として、現在の日本では(80.2%)』で約8割を占めています。一方、男性は《平等》が『家庭生活(42.6%)』、『学校教育の場(59.2%)』、『法律や制度の上(42.2%)』、『自治会やNPOなどの地域活動の場(45.5%)』で《男性優遇》を上回っています。また、『家庭生活』では男女の差が大きく、《男性優遇(女性:57.8%、男性:39.7%)》は、女性が男性を18.1%上回っています。

女性優遇

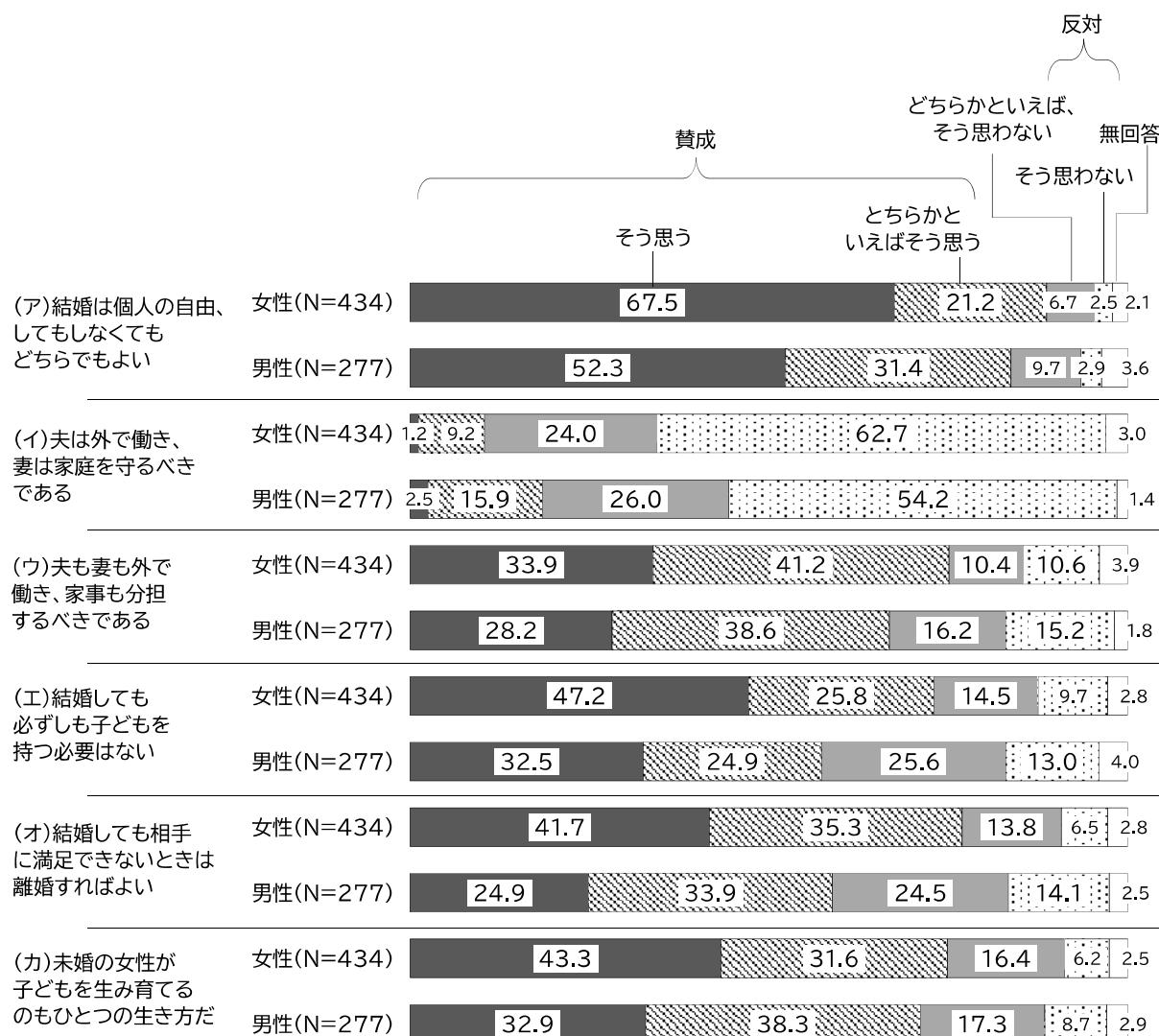


(3) 結婚観

■ 結婚観

問 次にあげる(ア)～(カ)の考え方について、あなたはどう思いますか。(○はそれぞれ1つずつ)

『結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくともどちらでもよい』は、《賛成(女性:88.7%、男性:83.7%)》で、男性よりも女性が多くなっています。『夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである』では、《反対(女性:86.7%、男性:80.2%)》は男性よりも女性が多くなっています。『夫も妻も外で働き、家事を分担するべきである』では、《賛成(女性:75.1%、男性:66.8%)》は、男性よりも女性が多くなっています。『結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない』では、《賛成(女性:73.0%、男性:57.4%)》は、男性よりも女性が多くなっています。『結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい』では、《賛成(女性:77.0%、男性:58.8%)》は、男性よりも女性が多くなっています。『未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ』では、《賛成(女性:74.9%、男性:71.2%)》は、女性と男性に大きな差はありません。



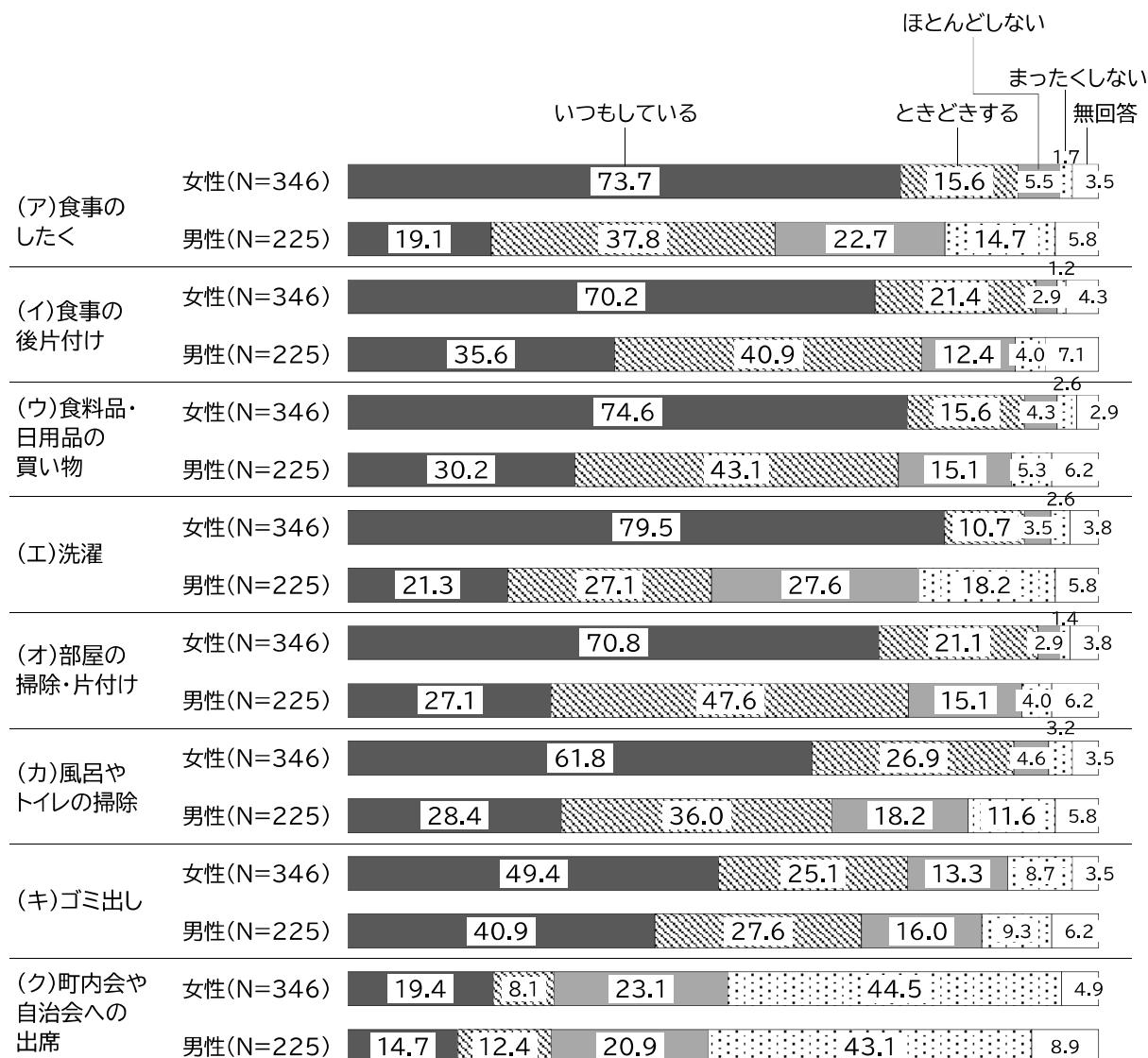
(4) 家庭生活

■ 家事などの分担

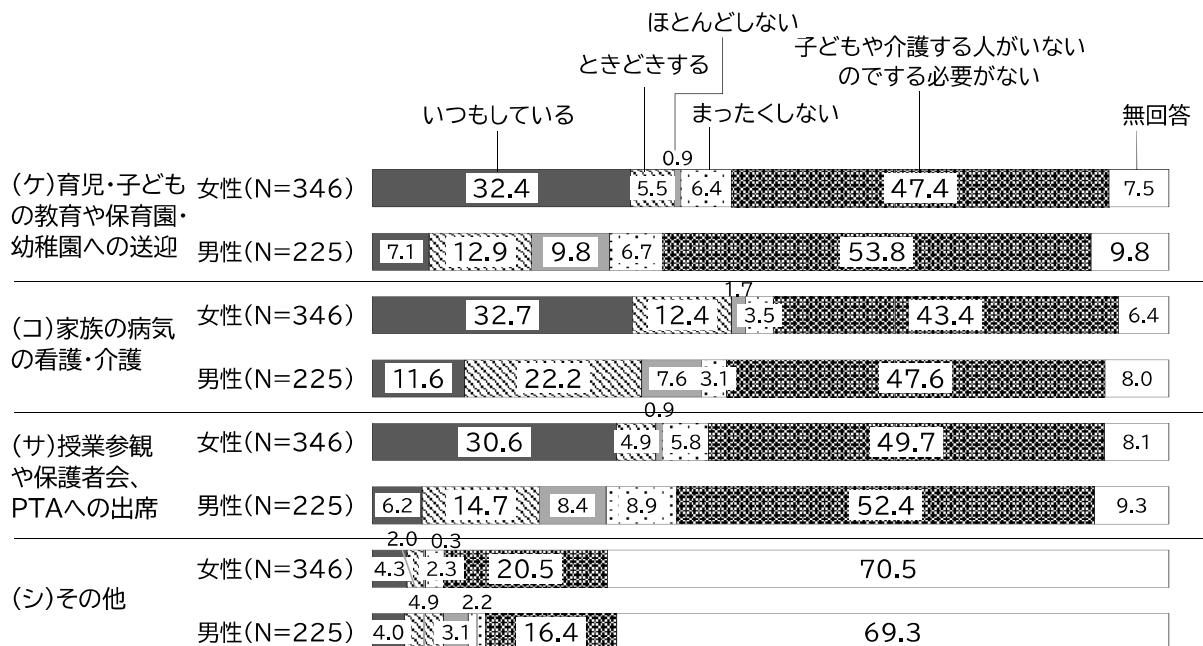
問 家庭の中で、あなたは(ア)～(シ)にあげることを、どの程度行っていますか。(○はそれぞれ1つずつ)

家事などの分担の頻度についてたずねました。

すべての項目で「いつもしている」は女性が男性を上回っています。「いつもしている」の多い順にみると、女性は『洗濯(79.5%)』が最も多く、『食料品・日用品の買い物物(74.6%)』、『食事のしたく(73.7%)』、『部屋の掃除・片付け(70.8%)』、『食事の後片付け(70.2%)』が7割台となっています。男性は『ゴミ出し(40.9%)』が4割台で最も多く、『食事の後片付け(35.6%)』、『食料品・日用品の買い物物(30.2%)』が続いています。



育児や介護の分担について「いつもしている」を多い順にみると、女性は『家族の病気の看護・介護(32.7%)』が最も多く、『育児・子どもの教育や保育園・幼稚園への送迎(32.4%)』、『授業参観や保護者会、PTAへの出席(30.6%)』が続いています。男性は『育児・子どもの教育や保育園・幼稚園への送迎(7.1%)』、『授業参観や保護者会への出席(6.2%)』が1割未満です。

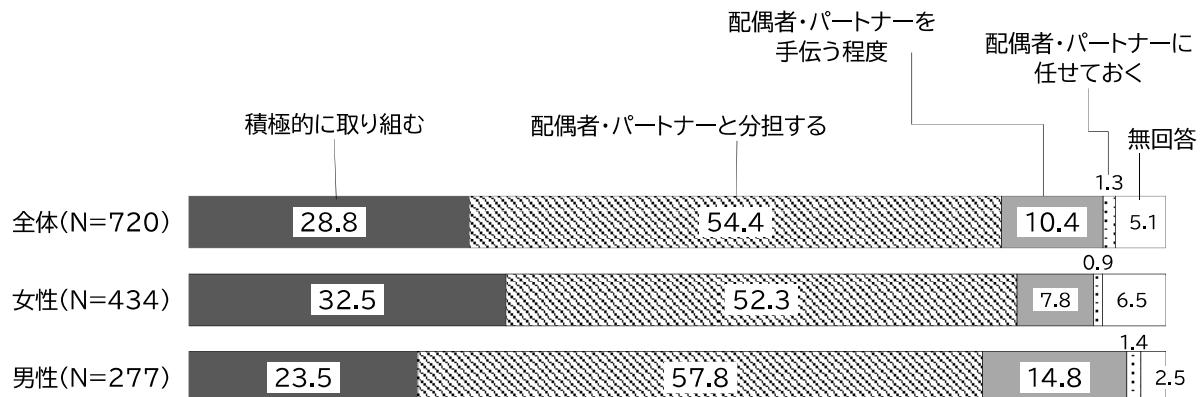


■ 男性の家庭参画の度合い

問 あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組めばよいと思いま
すか。(○は1つだけ)

全体では、「配偶者・パートナーと分担する(54.4%)」が最も多く、「積極的に取り組む(28.8%)」、「配偶者・パートナーを手伝う程度(10.4%)」が続いています。

性別でみると、女性は「積極的に取り組む(女性:32.5%、男性:23.5%)」で男性を上回っています。



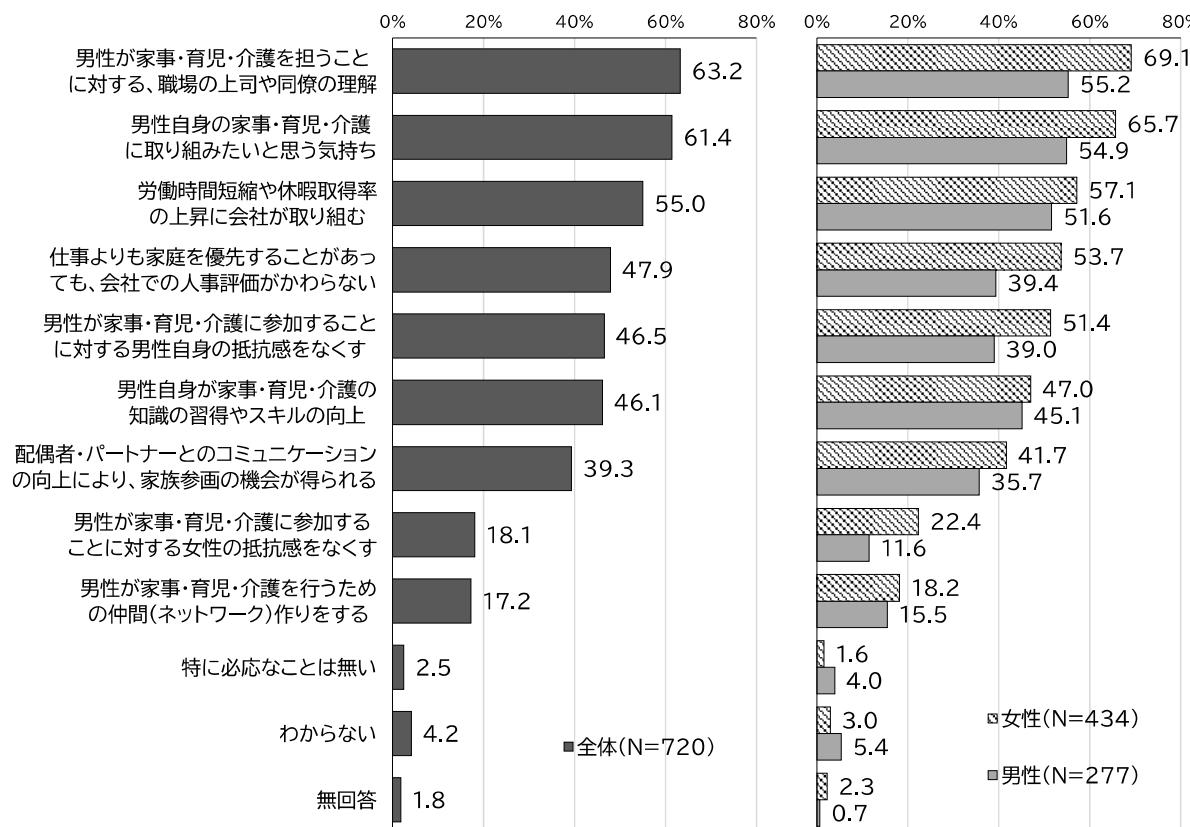
■ 男性の家庭参画に必要なこと

問 男性が家事・育児・介護にさらに参加するためには、何が必要だと思いますか。
(○はあてはまるものすべて)

全体では、「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解(63.2%)」が最も多く、「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち(61.4%)」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む(55.0%)」が続いています。

性別でみると、女性は「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解(69.1%)」が最も多く、「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち(65.7%)」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む(57.1%)」が続いています。

男性は「男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解(55.2%)」が最も多く、「男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち(54.9%)」、「労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組む(51.6%)」、「男性自身が家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上(45.1%)」が続きます。



(5) 就労

■ 職場での男女差別

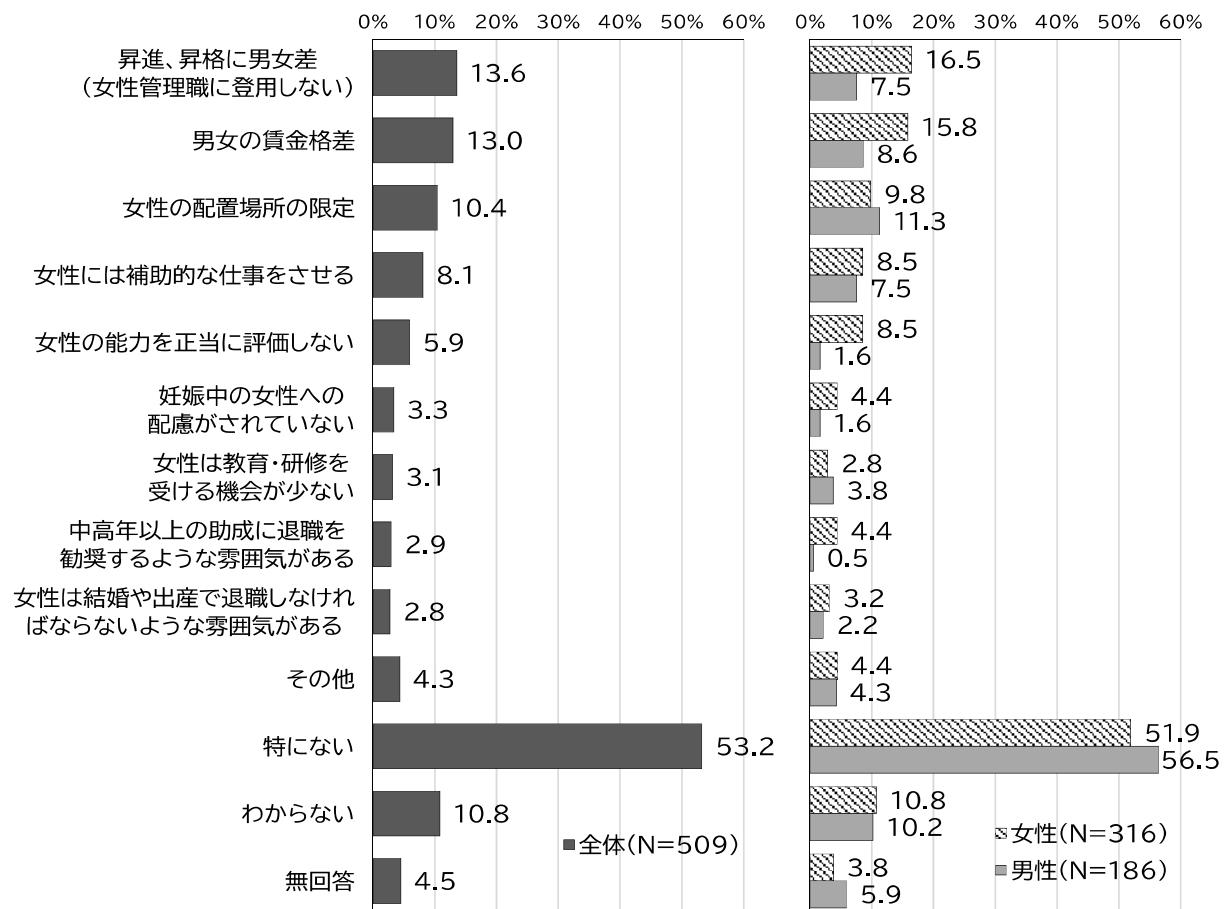
(収入のある職業のいずれかをお答えの方に)

問 あなたの職場では、次のような男女の差別がありますか。(○はあてはまるものすべて)

何らかの仕事をしている人に、その内容や待遇の問題点についてたずねました。

全体では、「特にない(53.2%)」が最も多く、「昇進、昇格に男女差(女性管理職に登用しない)(13.6%)」、「男女の賃金格差(13.0%)」、「女性の配置場所の限定(10.4%)」が続いています。

性別でみると、男女ともに「特にない(女性:51.9%、男性:56.5%)」が最も多いですが、次いで女性は「昇進、昇格に男女差(女性管理職に登用しない)(16.5%)」、「男女の賃金格差(15.8%)」、「女性の配置場所の限定(9.8%)」が続いています。男性は「女性の配置場所の限定(11.3%)」、「男女の賃金格差(8.6%)」、「昇進、昇格に男女差(女性管理職に登用しない)(7.5%)」、「女性には補助的な作業をさせる(7.5%)」が続いています。また、「昇進、昇格に男女差(女性管理職に登用しない)(女性:16.5%、男性:7.5%)」は、女性が男性を9.0%上回っています。

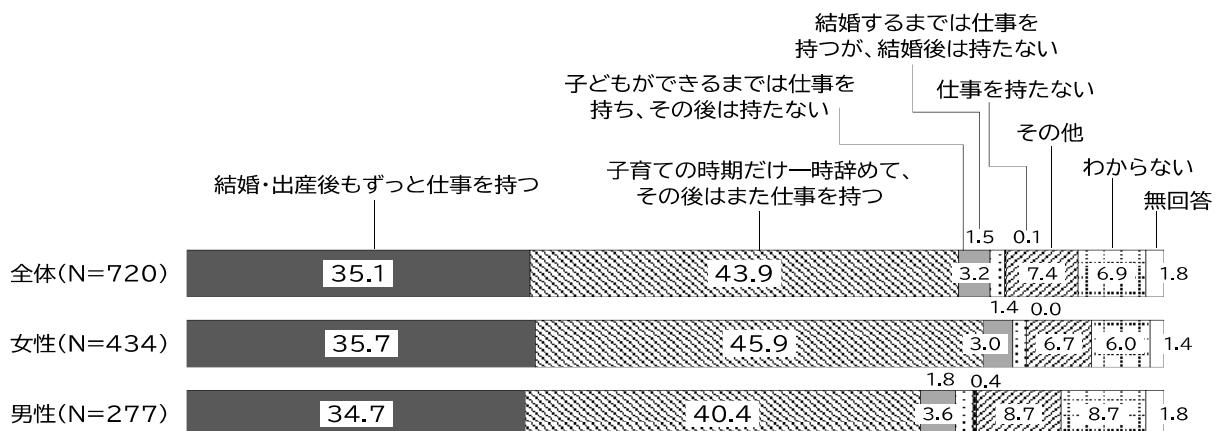


■ 女性の働き方についての意識

問 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。(○は1つだけ)

全体では、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ(43.9%)」が最も多く、「結婚・出産後もずっと仕事を持つ(35.1%)」が続いている。

性別でみると、女性は、「子育ての時期だけ一時辞めて、その後はまた仕事を持つ(女性:45.9%、男性:40.4%)」、「結婚・出産後もずっと仕事を持つ(女性:35.7%、男性:34.7%)」で男性を上回っています。



■ 女性の再就職に対する支援

問 結婚や妊娠・出産により仕事を辞めた女性が再び仕事を持つことを希望する場合、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「働き方の選択肢を多くする(64.3%)」が最も多く、「保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実(62.4%)」「出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実(60.3%)」、「多様な労働条件(59.4%)」が続いている。性別でみると、女性は「働き方の選択肢を多くする(65.9%)」、「保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実(65.4%)」、「多様な労働条件(62.9%)」、「出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実(61.5%)」が6割台、「求人の年齢制限の緩和(56.0%)」が5割台となっています。男性は「働き方の選択肢を多くする(62.5%)」が6割台となっています。また、男女の違いをみると、女性は、「求人の年齢制限の緩和(女性:56.0%、男性:43.3%)」で男性を12.7%上回っています。

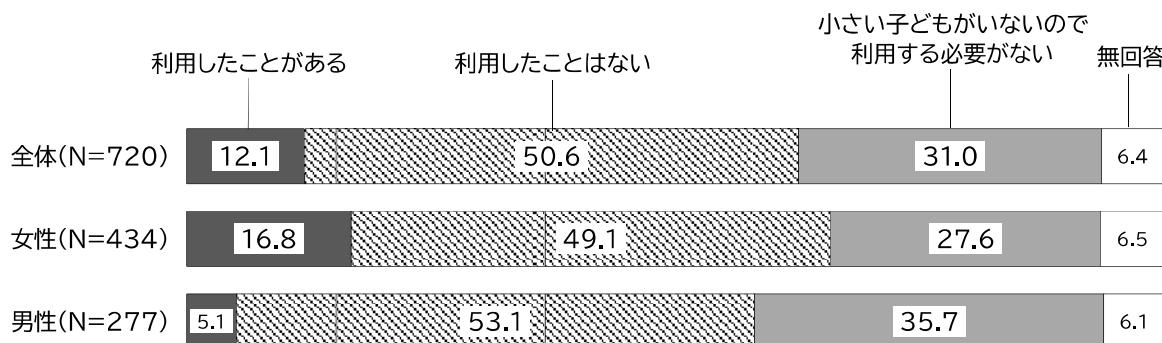


■ 育児休業・介護休業の利用状況

問 あなたは育児休業・介護休業を利用したことがありますか。(○はそれぞれ1つずつ)

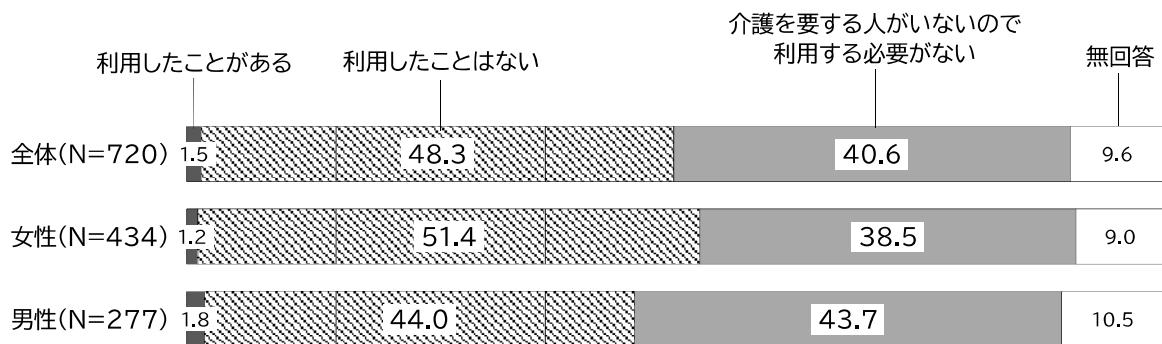
■育児休業

全体では、「利用したことがある」が12.1%、「利用したことはない」が50.6%となっています。性別でみると、「利用したことがある」は女性が16.8%、男性が5.1%となっています。



■介護休業

全体では、「利用したことがある」が1.5%、「利用したことはない」が48.3%となっています。性別でみると、「利用したことがある」が女性は1.2%、男性は1.8%となっています。



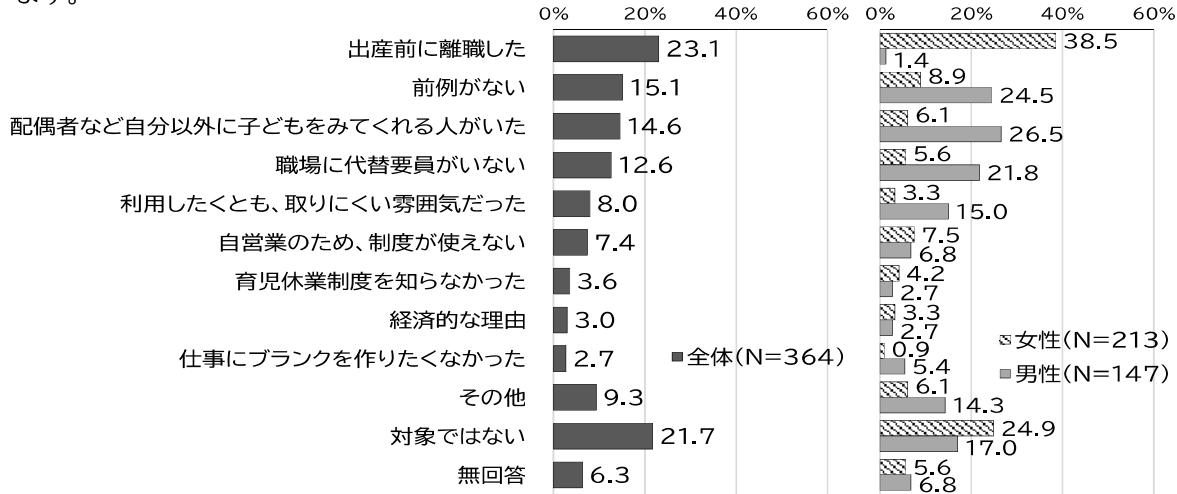
■ 育児休業・介護休業を利用しなかった理由

(育児休業または介護休業を「利用したことない」とお答えの方に)
問) 利用しなかった理由はなんですか。(○はあてはまるものすべて)

■育児休業

育児休業を「利用したことない」と回答した方に理由をたずねました。

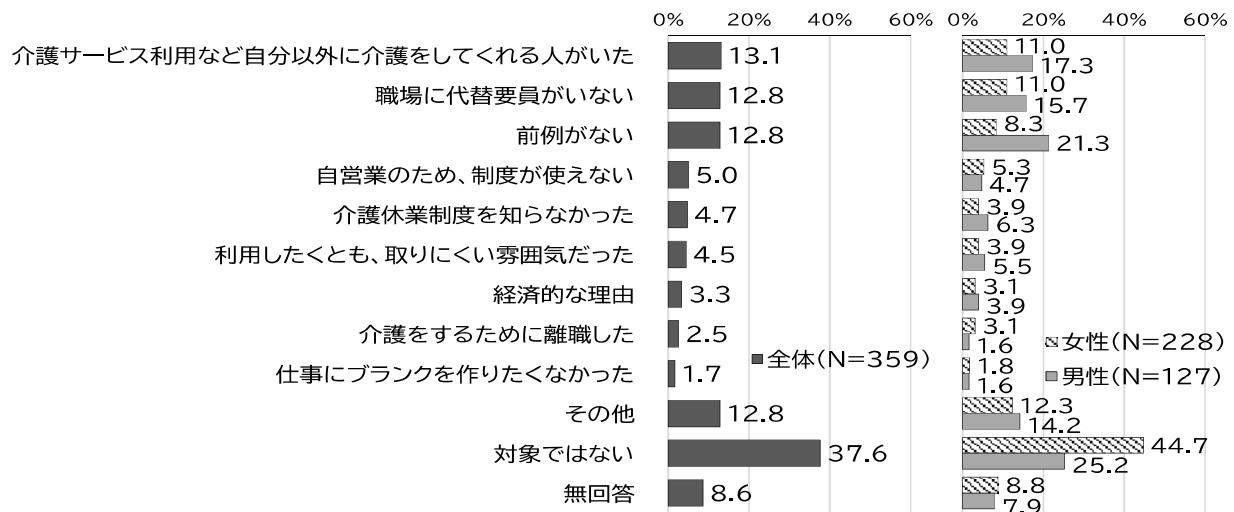
全体では、「出産前に離職した(23.1%)」が最も多く、「対象ではない(21.7%)」、「前例がない(15.1%)」、「配偶者など自分以外に子どもをみてくれる人がいた(14.6%)」、「職場に代替要員がいない(12.6%)」が続いています。性別でみると、女性は「出産前に離職した(38.5%)」が4割近くで多くなっています。男性では、「配偶者など自分以外に子どもをみてくれる人がいた(26.5%)」が最も多くなっています。



■介護休業

全体では、「対象ではない(37.6%)」が最も多く、「介護サービス利用など自分以外に介護をしてくれる人がいた(13.1%)」、「職場に代替要員がいない(12.8%)」、「前例がない(12.8%)」が続いています。なお、「その他(12.8%)」には、「必要がない」、「仕事をしていない」といった回答があがっています。

性別でみると、男女ともに「対象ではない(女性:44.7%、男性:25.2%)」が最も多く、次いで女性では「介護サービス利用など自分以外に介護をしてくれる人がいた(11.0%)」、「職場に代替要員がいない(11.0%)」が続いています。男性では「前例がない(21.3%)」、「介護サービス利用など自分以外に介護をしてくれる人がいた(17.3%)」、「職場に代替要員がいない(15.7%)」が続いています。

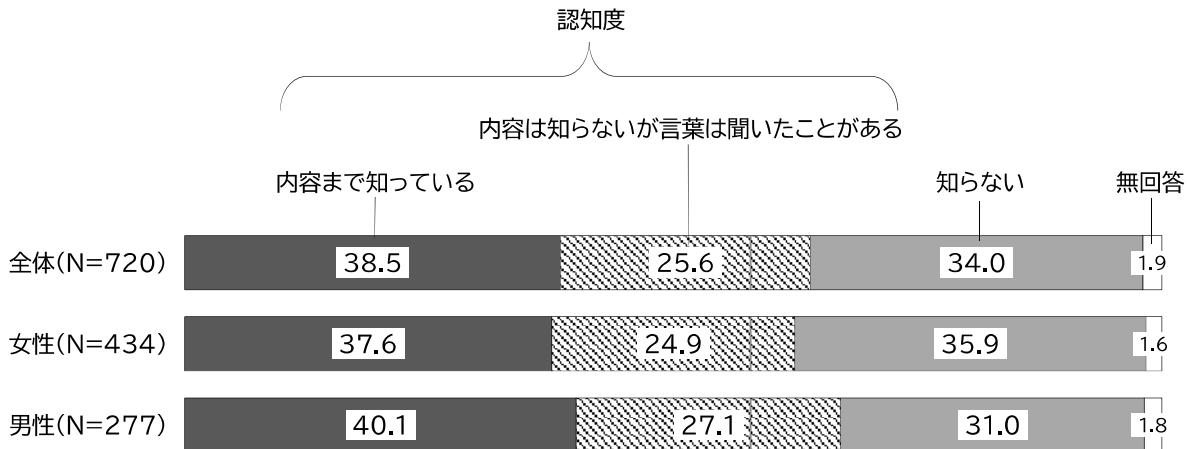


(6) ワーク・ライフ・バランス

■ ワーク・ライフ・バランスの認知状況

問 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。(○は1つだけ)

全体では、「内容まで知っている」が38.5%、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」が25.6%となっており、両者をあわせた《認知度》は64.1%となっています。一方、「知らない」は34.0%となっています。性別でみると、《認知度》は女性が62.5%、男性が67.2%となっています。



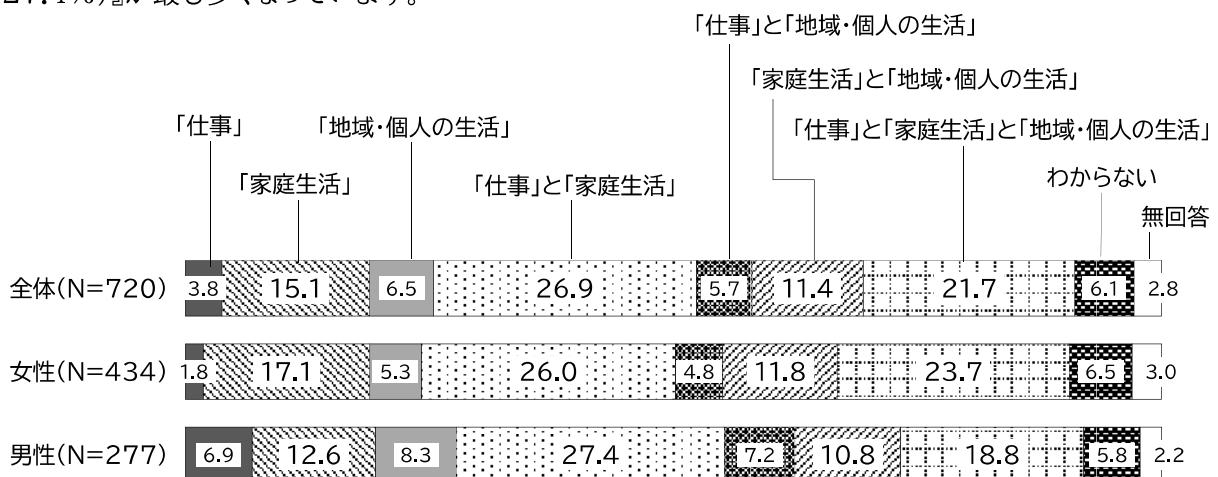
■ 優先度の希望と現実

問 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、希望と現実(現状)、それぞれお答えください。

■希望

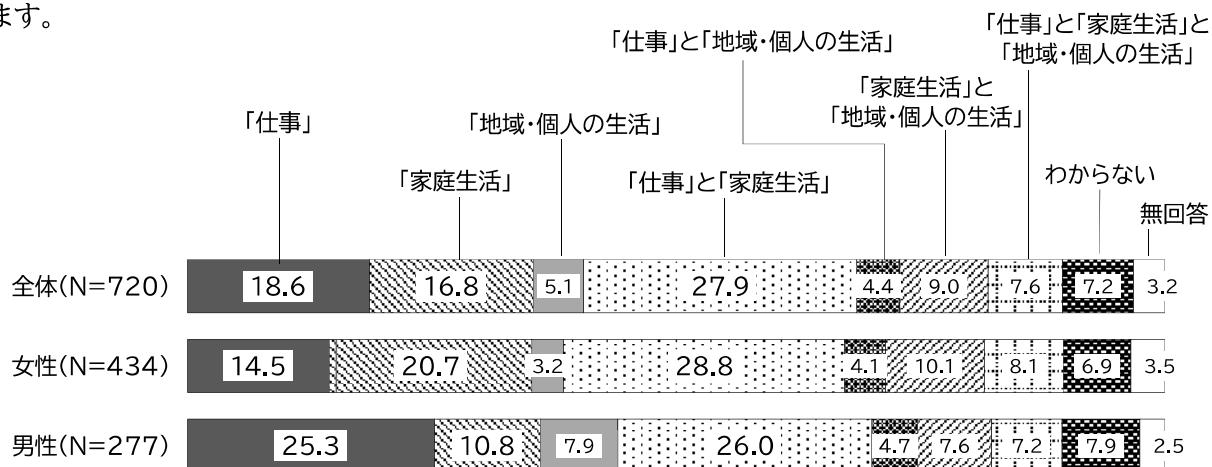
全体では、『「仕事」と「家庭生活」(26.9%)』が最も多く、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」(21.7%)』、『「家庭生活」(15.1%)』、が続いています。

性別でみると、女性は『「仕事」と「家庭生活」(26.0%)』が最も多く、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」(23.7%)』、『「家庭生活」(17.1%)』とが続いています。男性は『「仕事」と「家庭生活」(27.4%)』が最も多くなっています。



■現実

全体では、『「仕事」と「家庭生活」(27.9%)』が最も多く、『「仕事」(18.6%)』、『「家庭生活」(16.8%)』が続いています。性別でみると、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」(女性:28.8%、男性:26.0%)』が最も多くなっています。次いで女性では『「家庭生活」(20.7%)』、男性では『「仕事」(25.3%)』が続いています。

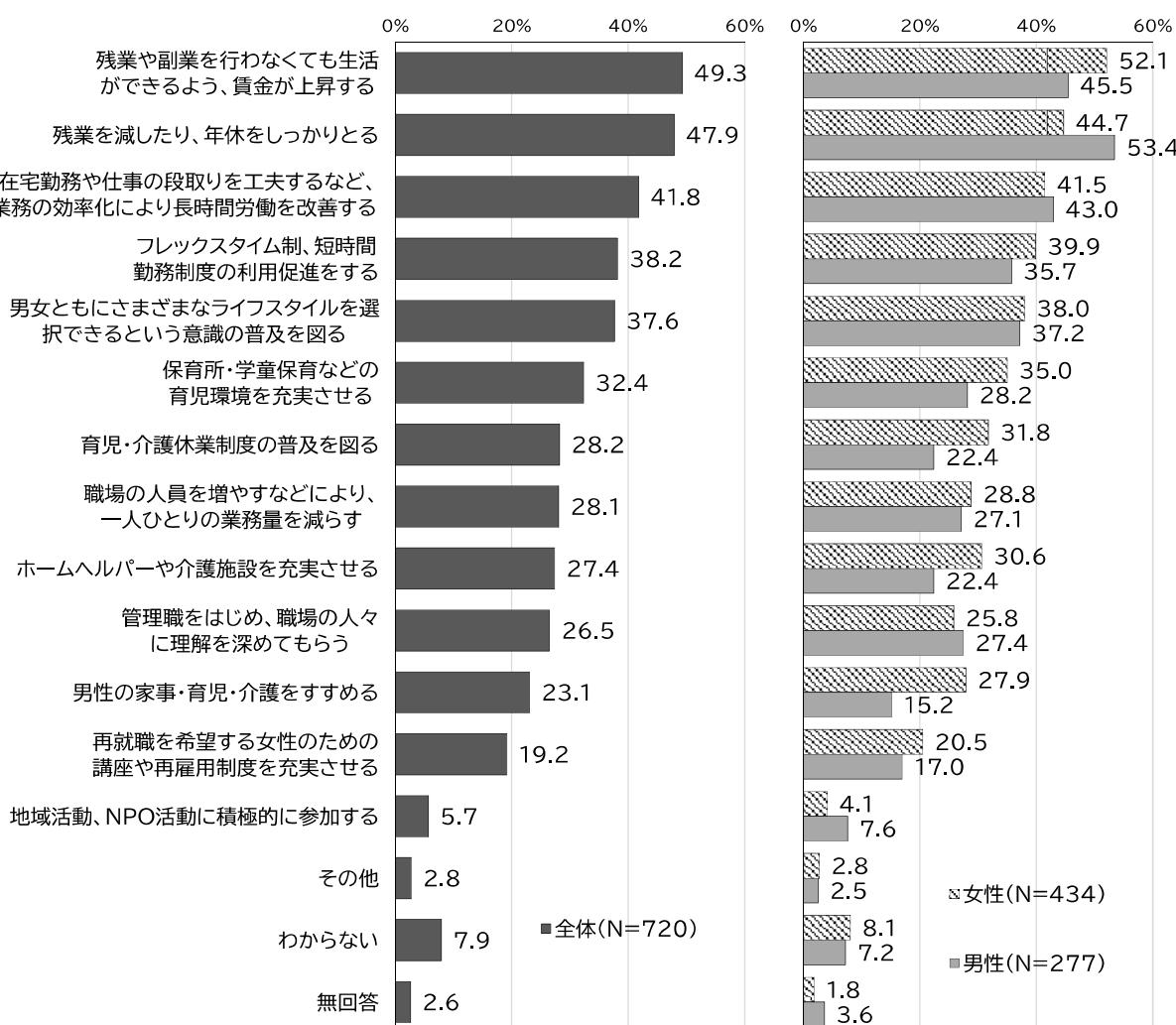


■ ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと

問 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する(49.3%)」が最も多く、「残業を減らしたり、年休をしっかりとる(47.9%)」、「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する(41.8%)」が続いています。

性別でみると、女性は「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する(52.1%)」が最も多く、「残業を減らしたり、年休をしっかりとる(44.7%)」、「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する(41.5%)」が続いています。男性は「残業を減らしたり、年休をしっかりとる(53.4%)」が最も多く、「残業や副業を行わなくても生活ができるよう、賃金が上昇する(45.5%)」、「在宅勤務や仕事の段取りを工夫するなど、業務の効率化により長時間労働を改善する(43.0%)」が続いています。



(7) セクシュアル・ハラスメント

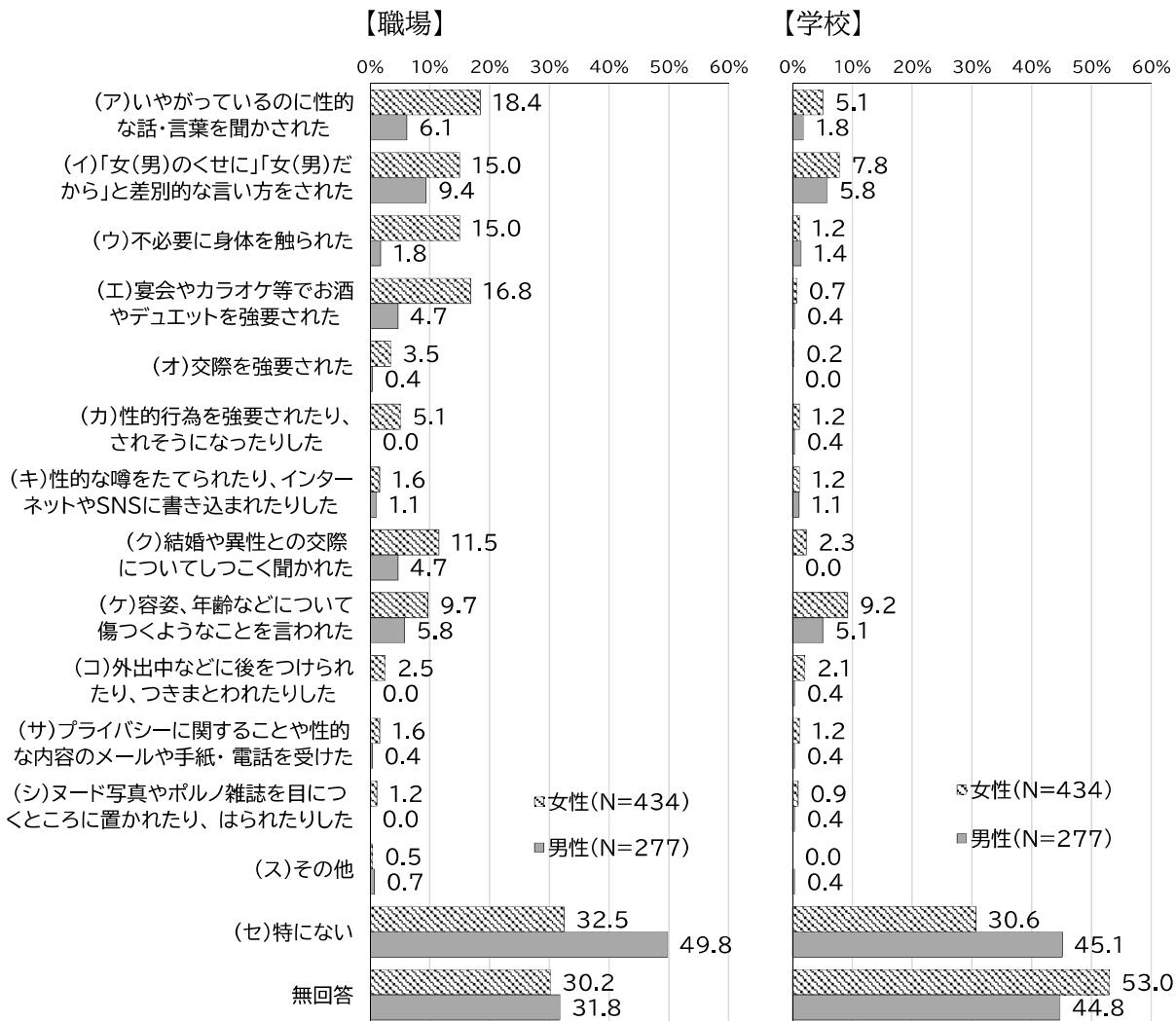
■ セクシュアル・ハラスメントの経験の有無

問 セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)は一定の人間関係の中で発生し、職場だけでなく、あらゆる場所で男女ともに受ける可能性があります。あなたはこれまでに、職場・学校・地域・SNSで、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。(○は職場、学校、地域、SNSごとにあてはまるものすべて)
※高校生や大学生等の方は、「職場」はバイト先での経験について答えてください。

■職場・学校

職場でのセクシュアル・ハラスメントの経験について、女性は、『いやがっているのに性的な話・言葉を聞かされた(18.4%)』、『宴会やカラオケ等でお酒やデュエットを強要された(16.8%)』、『女(男)のくせに』『女(男)だから』と差別的な言い方をされた(15.0%)』、『不必要に身体を触られた(15.0%)』、『結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた(11.5%)』が1割台となっています。男性は『女(男)のくせに』『女(男)だから』と差別的な言い方をされた(9.4%)』が最も多くなっています。また、『特ない(女性:32.5%、男性:49.8%)』は男性が多くなっています。

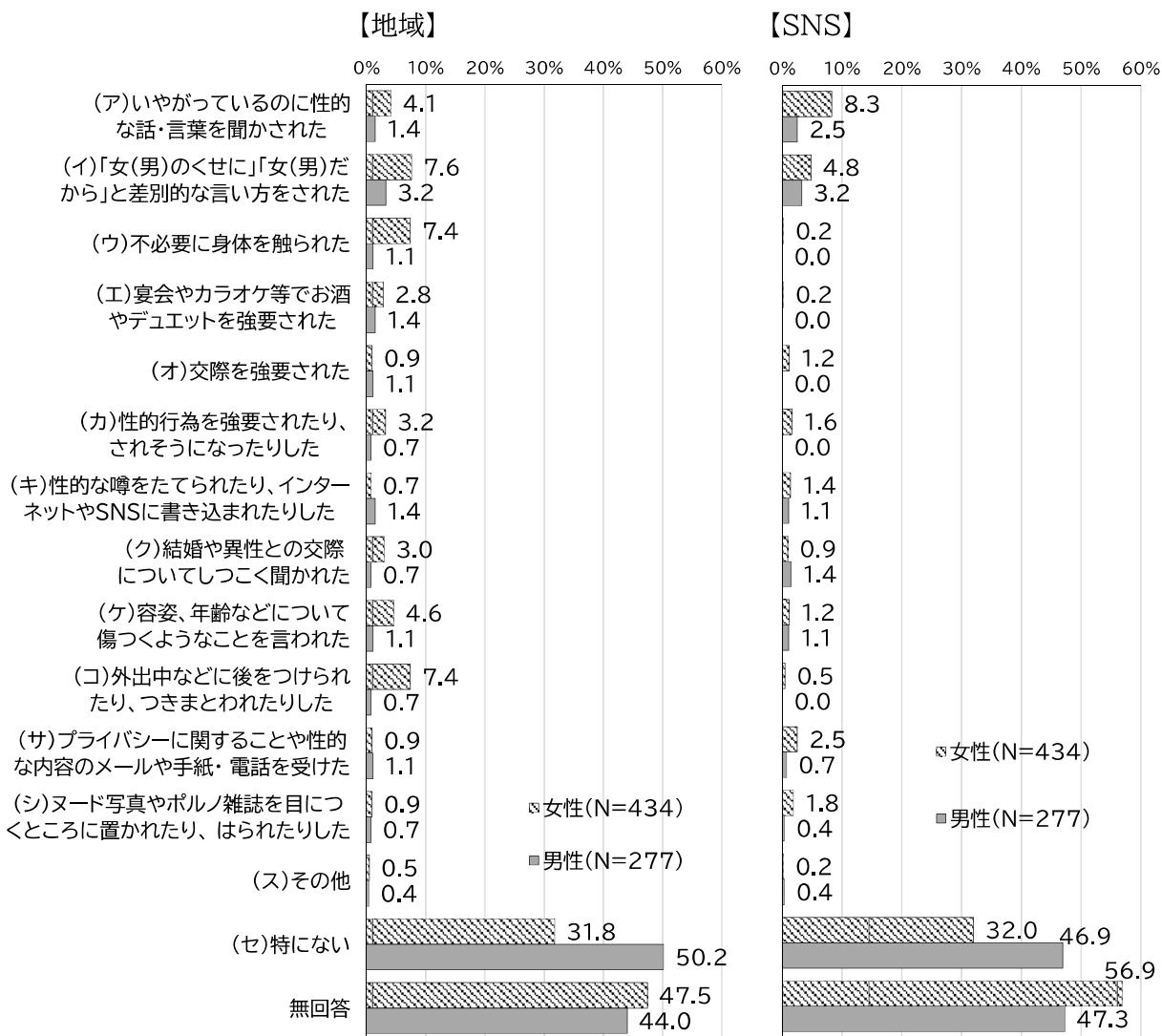
学校でのセクシュアル・ハラスメントの経験について、男女ともに『女(男)のくせに』『女(男)だから』と差別的な言い方をされた(女性:7.8%、男性:5.8%)』、『容姿、年齢などについて傷つくようなことを言われた(女性:9.2%、男性:5.1%)』が多くなっています。また、『特ない(女性:30.6%、男性:45.1%)』は男性が多くなっています。



■地域・SNS

地域でのセクシュアル・ハラスメントの経験について、男女ともに『「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた(女性:7.6%、男性:3.2%)』が最も多くなっています。また、『特ない(女性:31.8%、男性:50.2%)』は、男性が多くなっています。

SNSでのセクシュアル・ハラスメントの経験について、男女ともに、『いやがっているのに性的な話・言葉を聞かされた(女性:8.3%、男性:2.5%)』、『「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた(女性:4.8%、男性:3.2%)』が多くなっています。また、『特ない(女性:32.0%、男性:46.9%)』は男性が多くなっています。



(8) DV (ドメスティック・バイオレンス)

■ DV (ドメスティック・バイオレンス) の経験の有無

問 DV(ドメスティック・バイオレンス)とは配偶者などに対し、著しい身体的または精神的苦痛を与える暴力的行為をいいます。あなたはこれまでに配偶者(事実婚や別居、離別を含む)や恋人などのパートナーから、次のようなDVを受けたことがありますか。(○はそれぞれ1つずつ)

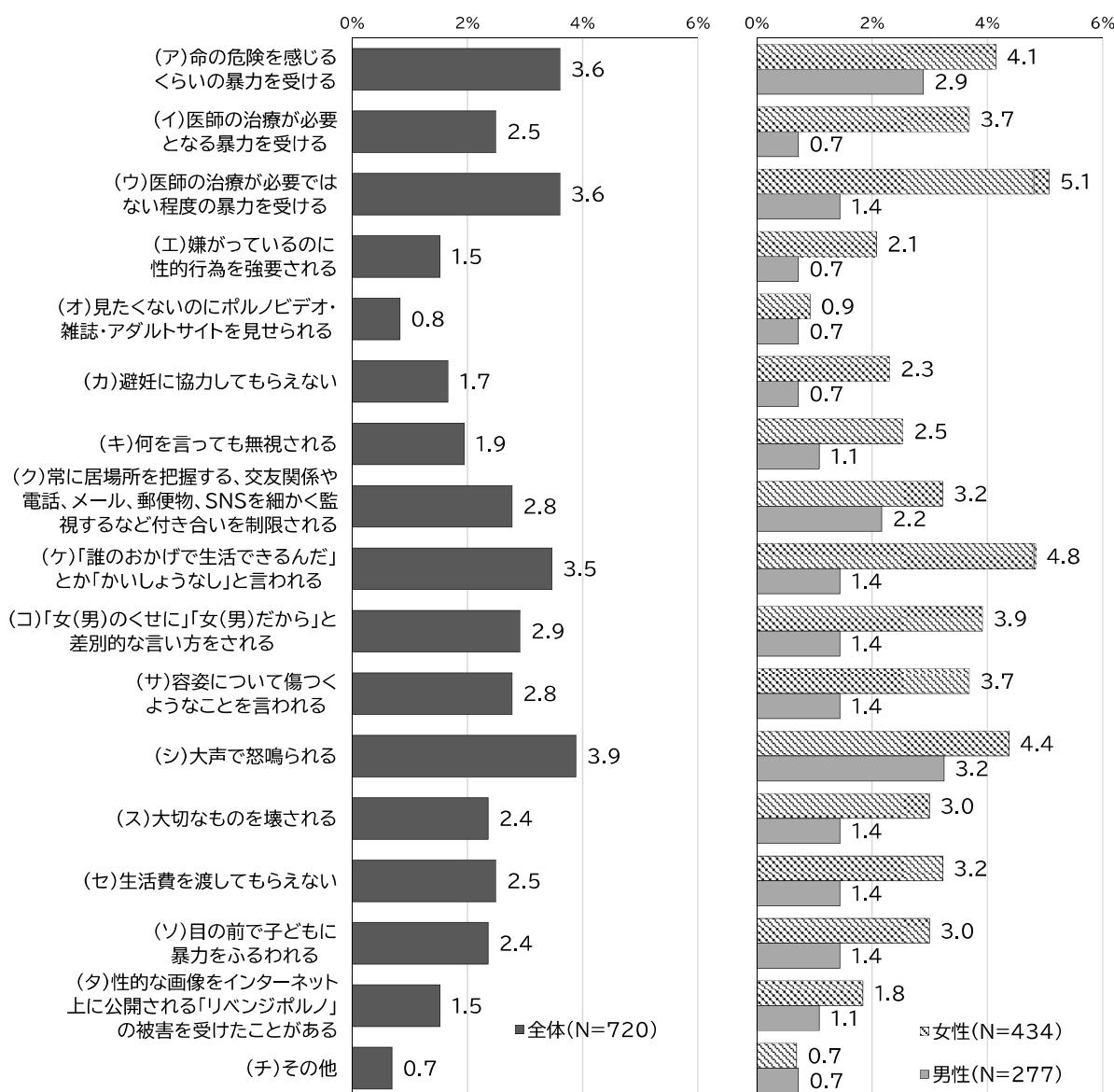
女性で《暴力を受けた経験がある》は、『大声で怒鳴られる(18.9%)』が最も多く、『女(男)のくせに』「女(男)だから」と差別的な言い方をされる(10.6%)』、『容姿について傷つくようなことを言われる(10.4%)』、『何を言っても無視される(9.2%)』、『誰のおかげで生活できるんだ』とか「かいじょうなし」と言われる(8.7%)』、『嫌がっているのに性的行為を強要される(7.6%)』が続いています。また、『医師の治療が必要となる暴力を受ける』は2.6%、『命の危険を感じるぐらいの暴力を受ける』は2.5%となっています。男性で《暴力を受けた経験がある》は、『大声で怒鳴られる(6.5%)』が最も多く、『容姿について傷つくようなことを言われる(4.7%)』、『誰のおかげで生活できるんだ』とか「かいじょうなし」と言われる(4.3%)』が続いています。また、『命の危険を感じるぐらいの暴力を受ける』は0.7%、『医師の治療が必要となる暴力を受ける』は0.4%となっています。



■見たり聞いたりしたこと

DV(ドメスティック・バイオレンス)を見たり聞いたりしたことがあるかを聞いています。全体では『大声で怒鳴られる(3.9%)』が最も多く、『命の危険を感じるくらいの暴力を受ける(3.6%)』、『医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける(3.6%)』、『「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいじょうなし」と言われる(3.5%)』が続いています。

性別でみると、女性では『医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける(5.1%)』が最も多く、『「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいじょうなし」と言われる(4.8%)』、『大声で怒鳴られる(4.4%)』が続きます。男性では『大声で怒鳴られる(3.2%)』が最も多く、『命の危険を感じるくらいの暴力を受ける(2.9%)』が続いています。

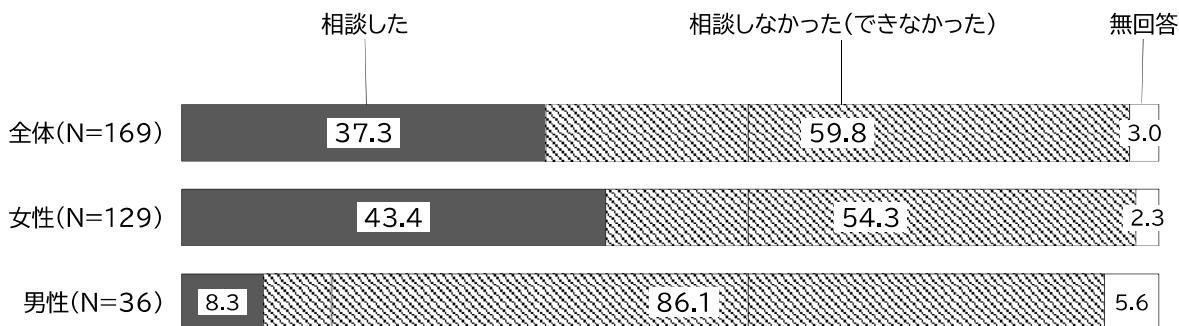


■ 相談の有無

(DV(ドメスティック・バイオレンス)の経験で「何度もあった」、「1、2度あった」とお答えの方に)

問 あなたはこれまでに、だれか(どこか)に打ち明けたり、相談したりしましたか。(○は 1つだけ)

全体では、「相談した」が37.3%、「相談しなかった(できなかった)」が59.8%となっています。性別でみると、「相談した(女性:43.4%、男性:8.3%)」は、女性が男性を35.1%上回っています。

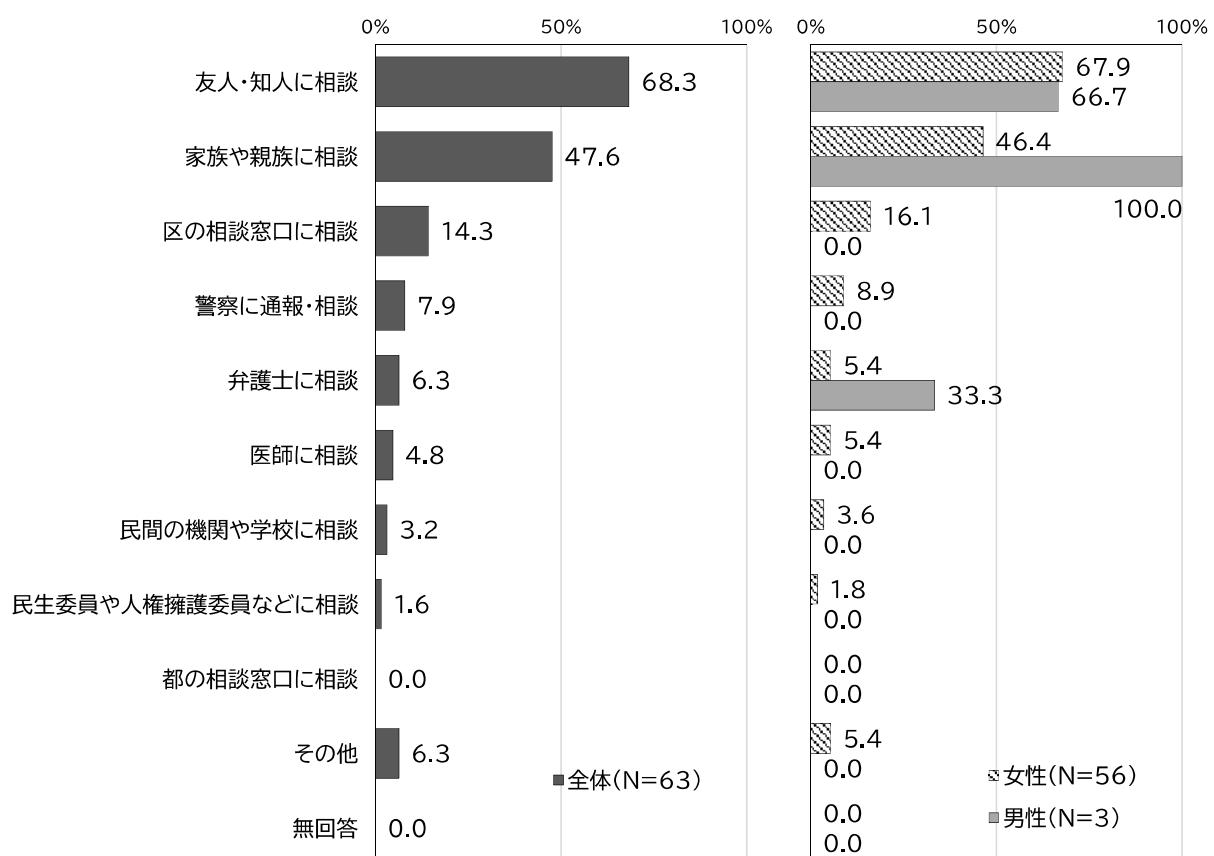


■ 相談先

問 17で「1. 相談した」とお答えの方に

問 17-1 そのとき、だれ(どこ)に相談しましたか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「友人・知人に相談(68.3%)」が6割台で最も多く、「家族や親族に相談(47.6%)」が続いています。性別でみると、女性では「友人・知人に相談(67.9%)」が最も多く「家族や親族に相談(46.4%)」が続きます。男性では総数が3人のため、グラフのみ記載しています。

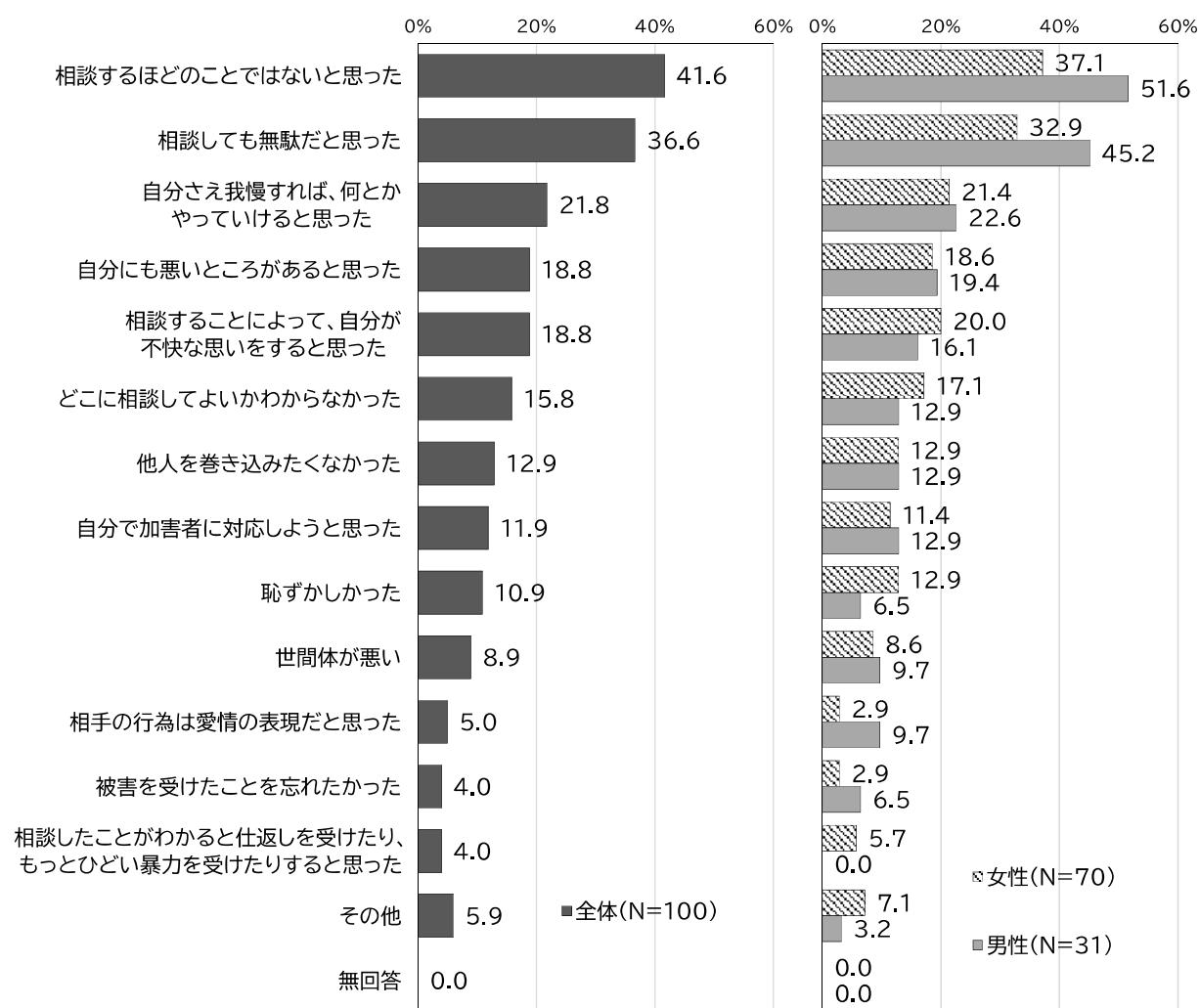


■ 相談しなかった、できなかつた理由

(「相談しなかった(できなかつた)」とお答えの方に
問 だれ(どこ)にも相談しなかった、できなかつた理由は何ですか。
(○はあてはまるものすべて)

全体では、「相談するほどのことではないと思った(41.6%)」が最も多く、「相談しても無駄だと思った(36.6%)」、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った(21.8%)」、「自分にも悪いところがあると思った(18.8%)」、「相談することによって自分が不快な思いをすると思った(18.8%)」が続いています。

性別でみると、男女ともに「相談するほどのことではないと思った(女性:37.1%、男性:51.6%)」が最も多く、「相談しても無駄だと思った(女性:32.9%、男性:45.2%)」が続いています。

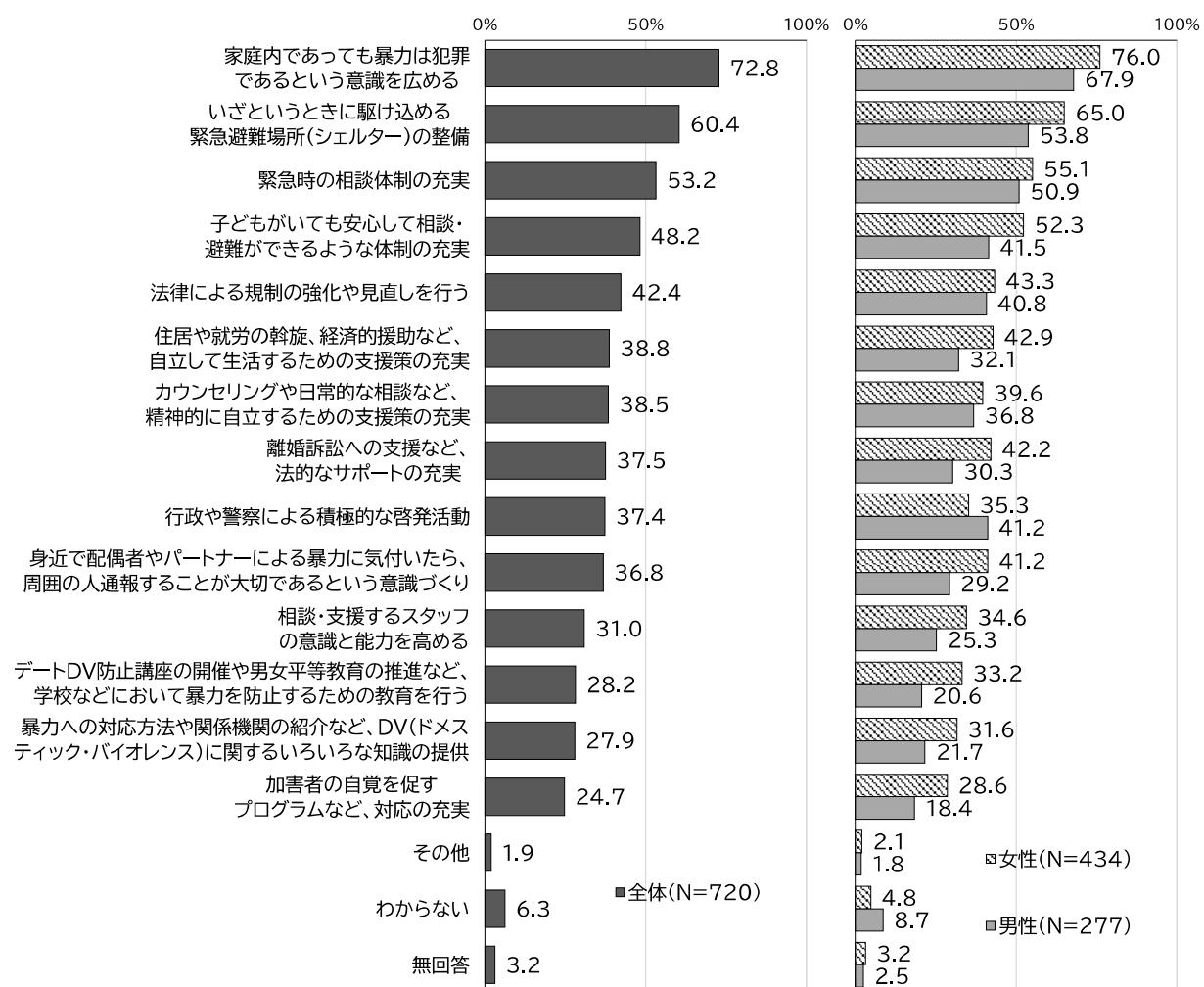


■ DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止及び被害者支援のために必要な対策

問18 あなたは、DV(ドメスティック・バイオレンス)の防止および被害者支援のために、どのような対策が必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める(72.8%)」が最も多く、「いざというときに駆け込める緊急避難場所(シェルター)の整備(60.4%)」、「緊急時の相談体制の充実(53.2%)」、「子どもがいても安心して相談・避難ができるような体制の充実(48.2%)」が続いています。

性別でみると、男女ともに「家庭内であっても暴力は犯罪であるという意識を広める(女性:76.0%、男性:67.9%)」が最も多くなっています。男女の違いをみると、女性は「行政や警察による積極的な啓発活動(女性:35.3%、男性:41.2%)」、「わからない(女性:4.8%、男性:8.7%)」を除いた項目で割合が男性を上回っています。



(9) 性の表現

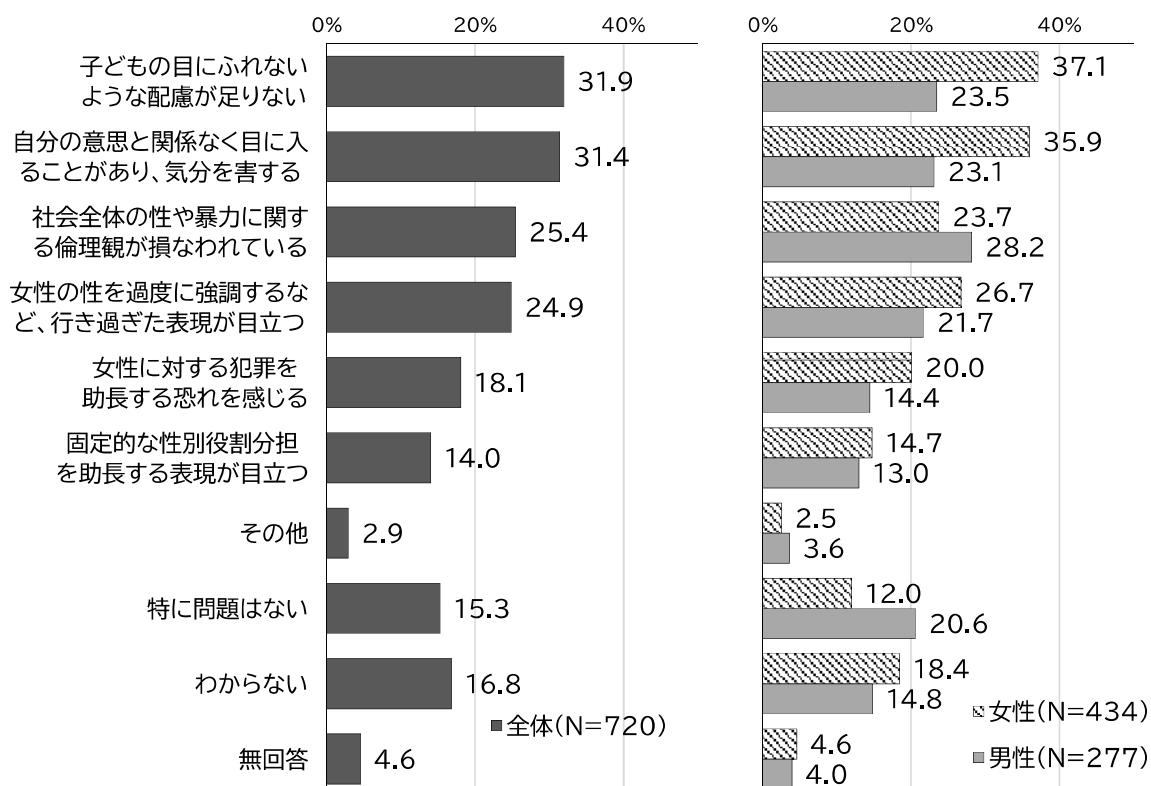
■ 性別役割分担や性・暴力等の表現についての意識

問 テレビ、ビデオ、インターネット、映画、新聞、雑誌、広告などのメディアでの固定的な性別役割分担の表現や、女性に対する暴力、身体、性の表現について、あなたは日頃どのように感じていますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「子どもの目にふれないような配慮が足りない(31.9%)」が最も多く、「自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する(31.4%)」、「社会全体の性や暴力に関する倫理感が損なわれている(25.4%)」、「女性の性を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ(24.9%)」が続いています。

性別でみると、女性は「子どもの目にふれないような配慮が足りない(37.1%)」が最も多く、「自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する(35.9%)」、「女性の性を過度に強調するなど行き過ぎた表現が目立つ(26.7%)」が続いています。男性は「社会全体の性や暴力に関する倫理感が損なわれている(28.2%)」が最も多く、「子どもの目にふれないような配慮が足りない(23.5%)」が続いています。

男女の違いをみると、女性は「子どもの目にふれないような配慮が足りない(女性:37.1%、男性:23.5%)」で13.6%、「自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する(女性:35.9%、男性:23.1%)」で12.8%男性を上回っています。また、男性は「特に問題はない(女性:12.0%、男性:20.6%)」で女性を8.6%上回っています。

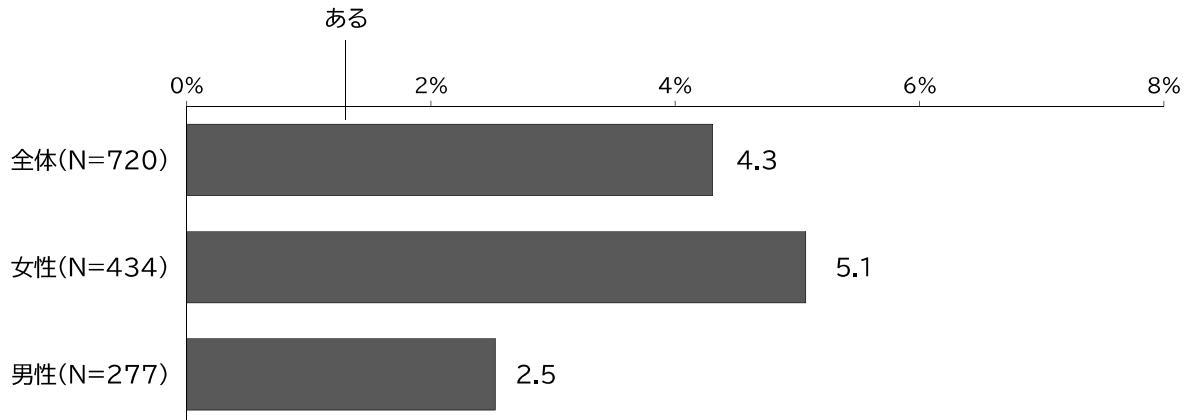


(10) 性の多様性

■ 性自認について悩んだことの有無

問 あなたは今まで自分の性別について悩んだことはありますか。(○は1つだけ)

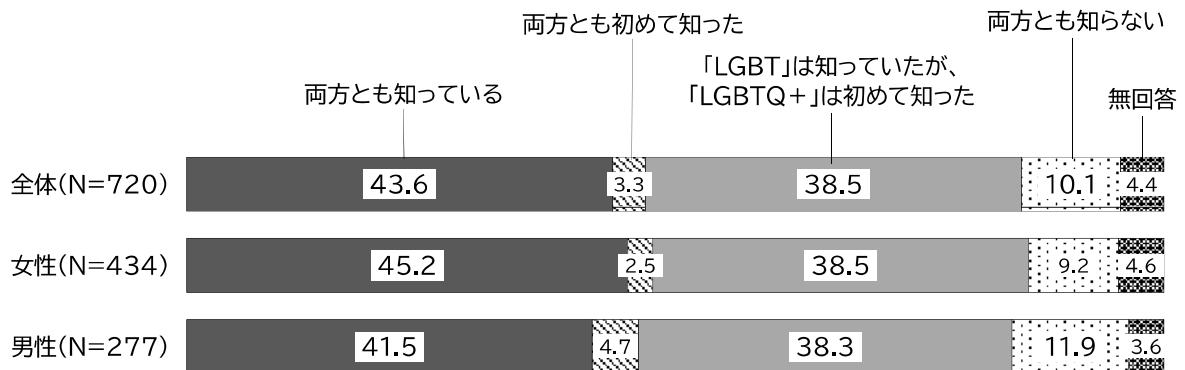
全体では、「ある」が4.3%となっています。性別でみると、「ある」が女性では5.1%、男性では2.5%となっています。



■ L G B T ・ L G B T Q + の認知状況

問 あなたはLGBTまたは、LGBTQ+という言葉をご存じですか。(○は1つだけ)

全体では、「両方とも知っている」が43.6%、『「LGBT」は知っていたが、「LGBTQ+」は初めて知った』が38.5%となっています。性別でみると、「両方とも知っている(女性:45.2%、男性:41.5%)」では、女性は3.7%上回っています。



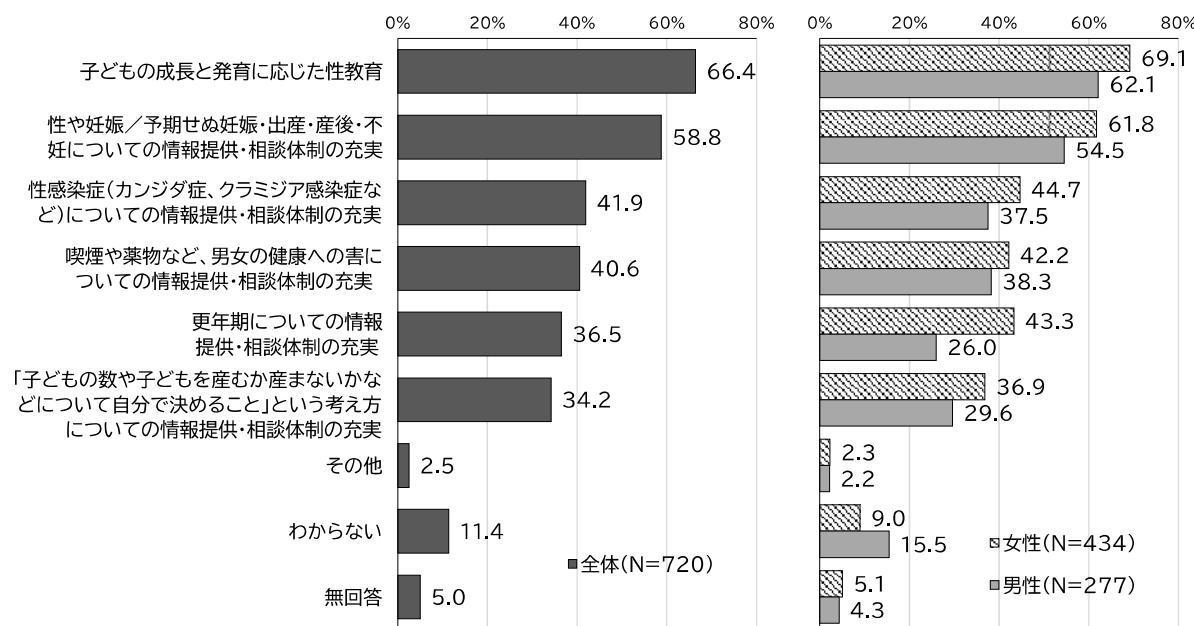
(11) 健康

■ 性や妊娠・出産に関して女性が決めるうえで必要なこと

問 あなたは、性や妊娠・出産に関して自分で決め、女性が自分の健康を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「子どもの成長と発育に応じた性教育(66.4%)」が最も多く、「性や妊娠／予期せぬ妊娠・出産・産後・不妊についての情報提供・相談体制の充実(58.8%)」、「性感染症(カンジダ症、クラミジア感染症など)についての情報提供・相談体制の充実(41.9%)」、「喫煙や薬物など、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実(40.6%)」が続いています。

性別でみると、「わからない(女性:9.0%、男性:15.5%)」を除くすべての項目で女性の割合が男性よりも上回っています。特に「更年期についての情報提供・相談体制の充実(女性:43.3%、男性:26.0%)」は、女性が男性よりも17.3%上回っています。



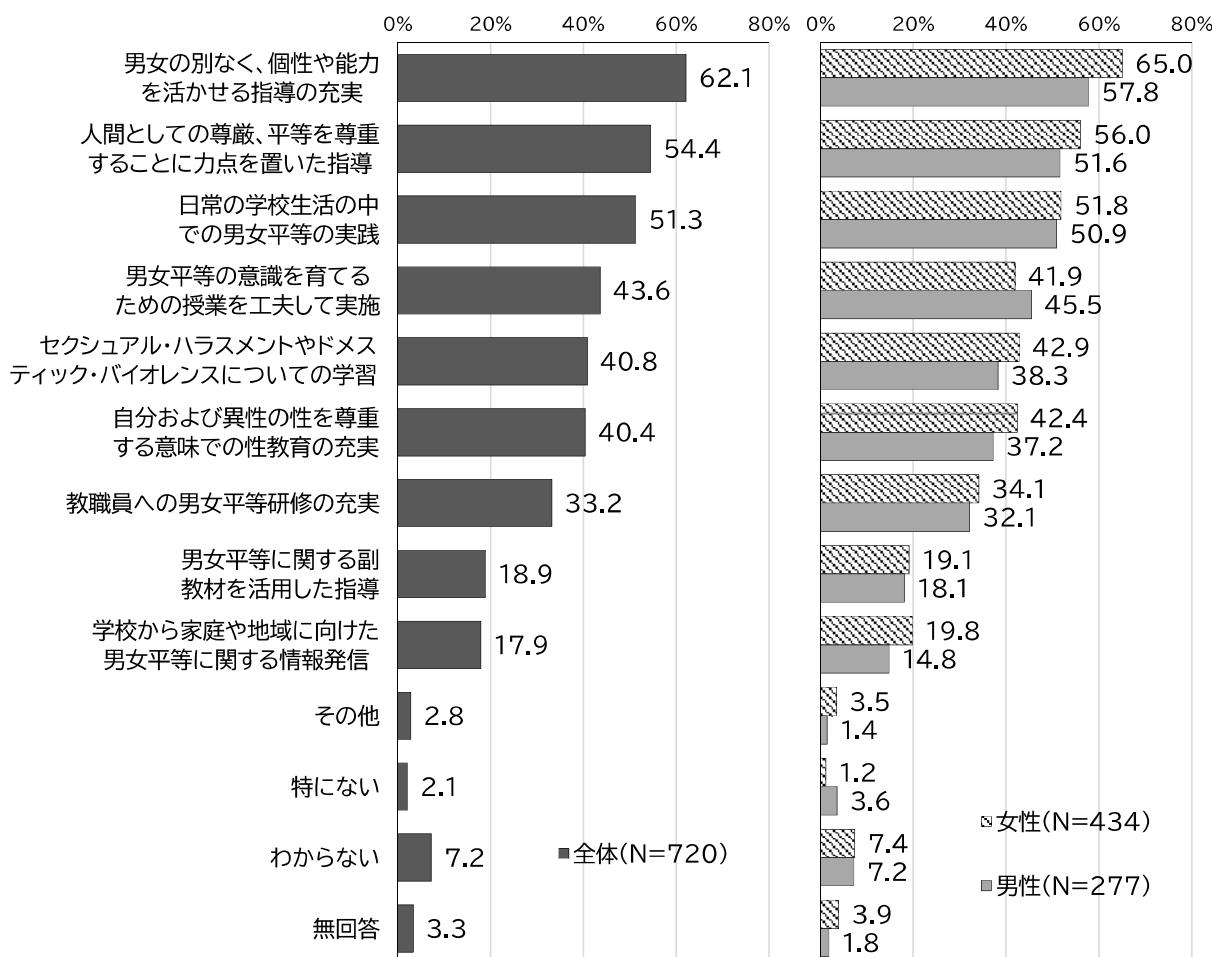
(12) 学校教育

■ 男女平等社会実現のために、学校教育の場で力を入れるべきこと

問 あなたは、男女平等の社会を実現するためには、学校教育の場では特にどのように力を入れればよいと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実(62.1%)」が最も多く、「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導(54.4%)」、「日常の学校生活の中での男女平等の実践(51.3%)」、「男女平等の意識を育てるための授業を工夫して実施(43.6%)」「セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについての学習(40.8%)」が続いています。

性別でみると、男女ともに「男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実(女性:65.0%、男性:57.8%)」、「人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導(女性:56.0%、男性:51.6%)」、「日常の学校生活の中での男女平等の実践(女性:51.8%、男性:50.9%)」が5割以上となっています。



(13) 女性の社会参画

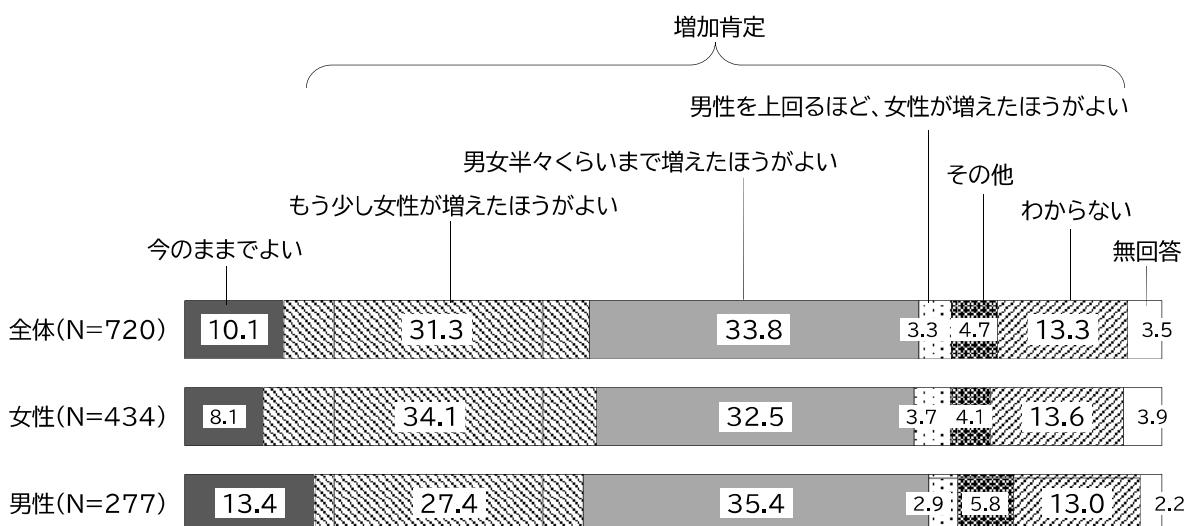
■ 区議会議員等に占める女性議員数の評価

問 葛飾区では、区の施策に女性の意見が十分に反映されるよう、審議会などの施策・方針決定過程への女性の参画を推進しております。そのため、「葛飾区男女平等推進計画(第6次)」(令和4年度～令和8年度)の計画期間中に審議会などへの女性の参画率を、令和8年度末に40.0%以上とすることを目標としています。令和7年7月時点では、区議会議員の中に占める女性議員の数は39人中13人(33.0%)、審議会などの女性委員は1,063人中324人(30.5%)となっています。あなたは、この状況をどのように思いますか。(○は1つだけ)

全体では、「男女半々くらいまで増えたほうがよい(33.8%)」が最も多く、「もう少し女性が増えたほうがよい(31.3%)」が続いています。

「もう少し女性が増えたほうがよい(31.3%)」と「男女半々くらいまで増えたほうがよい(33.8%)」と「男性を上回るほど女性が増えたほうがよい(3.3%)」をあわせた《増加肯定》は、68.4%となっています。

性別でみると、女性は「もう少し女性が増えたほうがよい(女性:34.1%、男性:27.4%)」で男性を6.7%上回っています。一方で、男性は「今までよい(女性:8.1%、男性:13.4%)」で女性を5.3%上回っています。《増加肯定(女性:70.3%、男性:65.7%)》は女性が男性を4.6%上回っています。

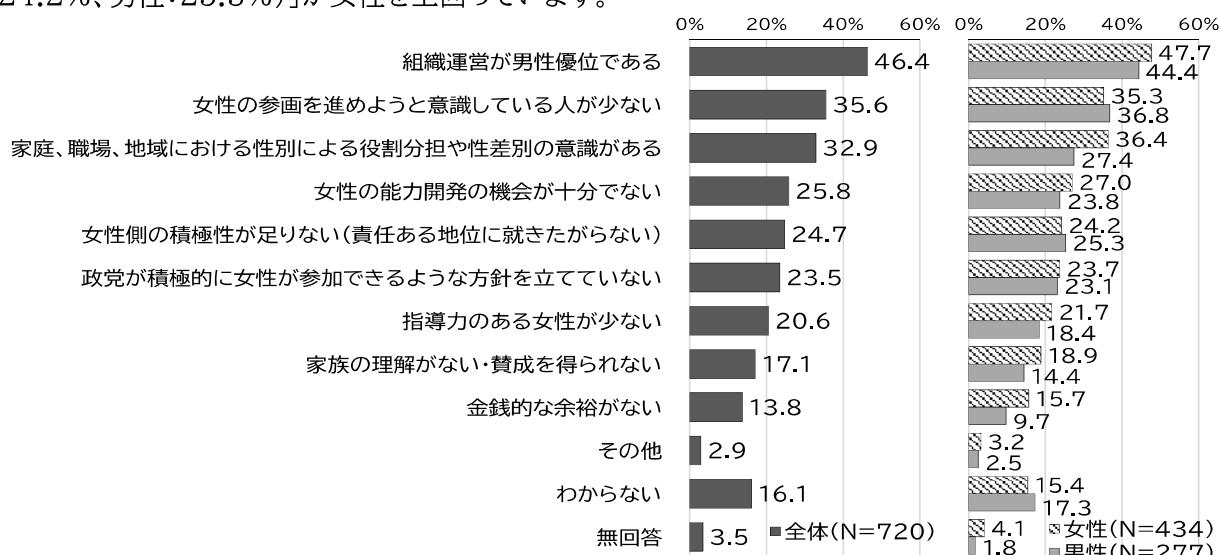


■ 政策や方針決定過程への女性参画を妨げている要因

問 あなたは議員や審議会委員など政策や方針を決定する過程への女性の参画を妨げているのは、どのようなことだと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「組織運営が男性優位である(46.4%)」が最も多く、「女性の参画を進めようと意識している人が少ない(35.6%)」、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある(32.9%)」、「女性の能力開発の機会が十分でない(25.8%)」、「女性側の積極性が足りない(責任ある地位に就きたがらない)(24.7%)」が続いている。

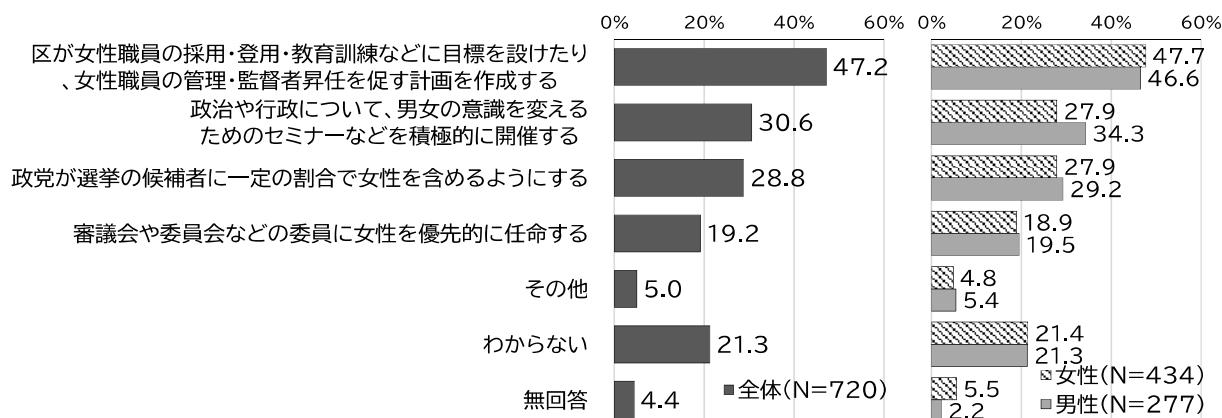
性別でみると、女性は「組織運営が男性優位である(女性:47.7%、男性:44.4%)」、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある(女性:36.4%、男性:27.4%)」がそれぞれ男性を3.3%、9.0%上回っています。男性は「女性の参画を進めようと意識している人が少ない(女性:35.3%、男性:36.8%)」、「女性側の積極性が足りない(責任ある地位に就きたがらない)(女性:24.2%、男性:25.3%)」が女性を上回っています。



■ 政治や行政への女性の参画推進に必要なこと

問 あなたは政治や行政において企画や方針決定の過程で女性の参画を進めていくためには、どうしたらよいと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する(47.2%)」が最も多く、「政治や行政について、男女の意識を変えるためのセミナーなどを積極的に開催する(30.6%)」、「政党が選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする(28.8%)」が続いている。性別にみても、全体と同様の結果となっています。



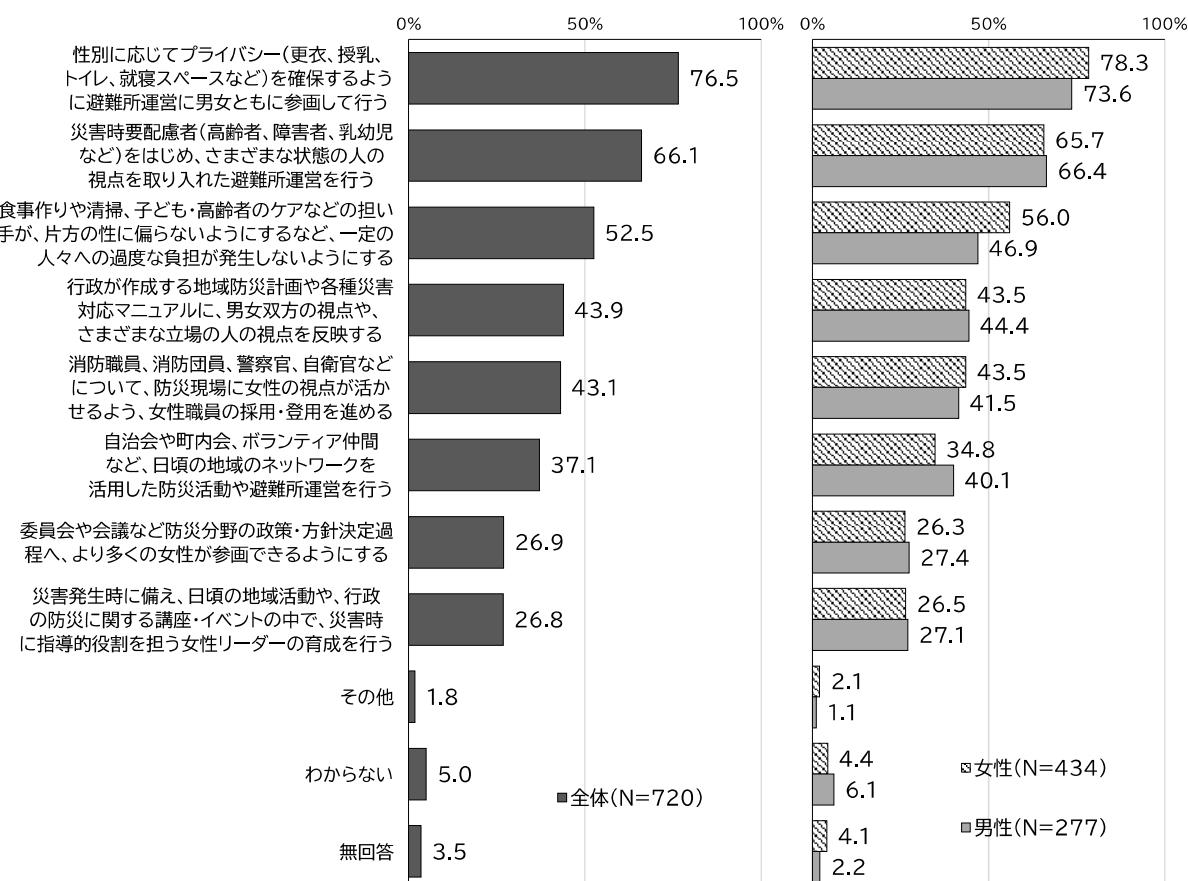
(14) 防災

■ 地域の防災活動や災害時における生活環境の確保に必要なこと

問 東日本大震災の発生以降、能登半島地震においても日頃の防災活動や災害発生時の避難所生活において、多様な人々の視点に基づく運営が必要だと言われております。あなたは、地域の防災活動や災害時における人々の生活環境の確保に、どのようなことが必要だと思いますか。(○はあてはまるものすべて)

全体では、「性別に応じてプライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど)を確保するように避難所運営に男女ともに参画して行う(76.5%)」が最も多く、「災害時要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児など)をはじめ、さまざまな状態の人の視点を取り入れた避難所運営を行う(66.1%)」、「食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの扱い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにする(52.5%)」が続いています。

性別でみると、女性は「性別に応じてプライバシー(更衣、授乳、トイレ、就寝スペースなど)を確保するように避難所運営に男女ともに参画して行う(女性:78.3%、男性:73.6%)」、「食事作りや清掃、子ども・高齢者のケアなどの扱い手が、片方の性に偏らないようにするなど、一定の人々への過度な負担が発生しないようにする(女性:56.0%、男性:46.9%)」で男性を上回っています。

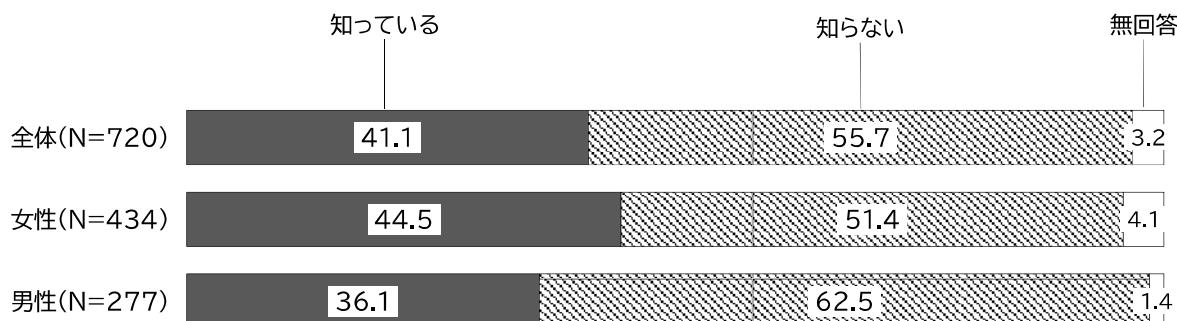


(15) 施策や制度など

■ 葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）の認知状況

問 「葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）」は、誰もが自分らしく生きていける男女平等社会の実現を目指す、学びと交流の場です。あなたは、葛飾区男女平等推進センター（ウィメンズパル）を知っていますか。（○は1つだけ）

全体では、「知っている」が41.1%、「知らない」が55.7%となっています。性別でみると、女性は「知らない（51.4%）」が「知っている（44.5%）」よりも多くなっています。男性は「知らない（62.5%）」が6割を超えていいます。

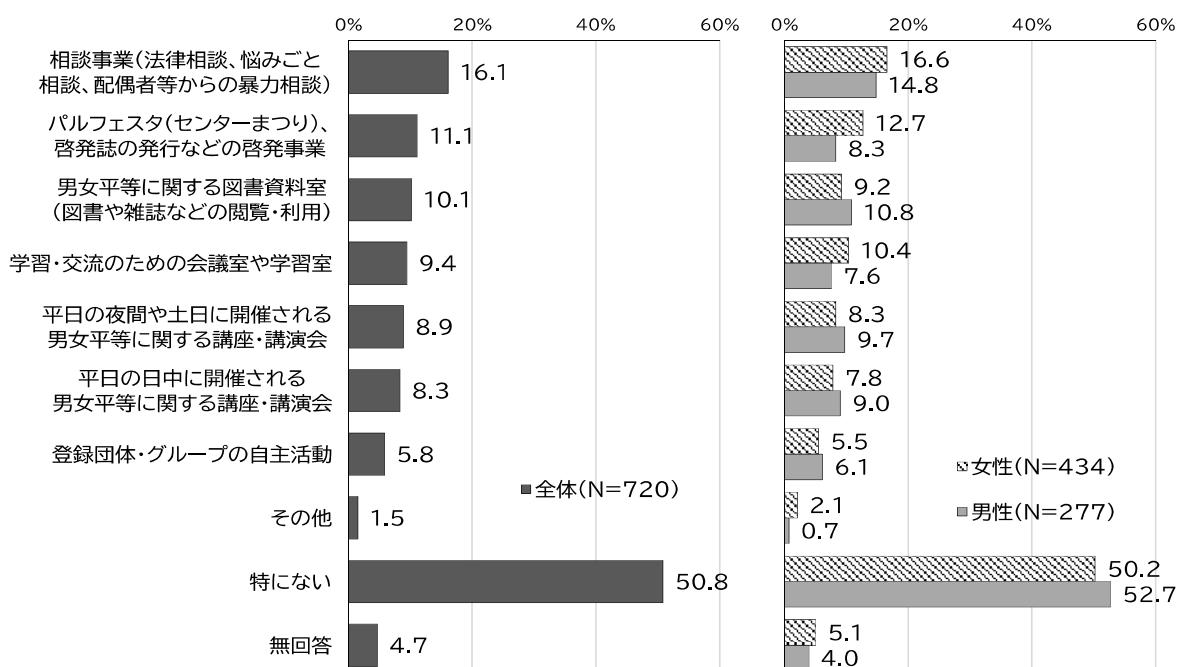


■ 葛飾区男女平等推進センター事業の参加・利用意向

問 葛飾区男女平等推進センターにおいて、あなたが参加または利用してみたいものはどれですか。（○はあてはまるものすべて）

全体では、「特ない（50.8%）」が最も多く、「相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）（16.1%）」、「パルフェスタ（センターまつり）、啓発誌の発行などの啓発事業（11.1%）」「男女平等に関する図書資料室（図書や雑誌などの閲覧・利用など）（10.1%）」が続いています。

性別でみると、男女ともに「特ない（女性：50.2%、男性：52.7%）」が最も多く、次いで「相談事業（法律相談、悩みごと相談、配偶者等からの暴力相談）（女性：16.6%、男性：14.8%）」となっています。

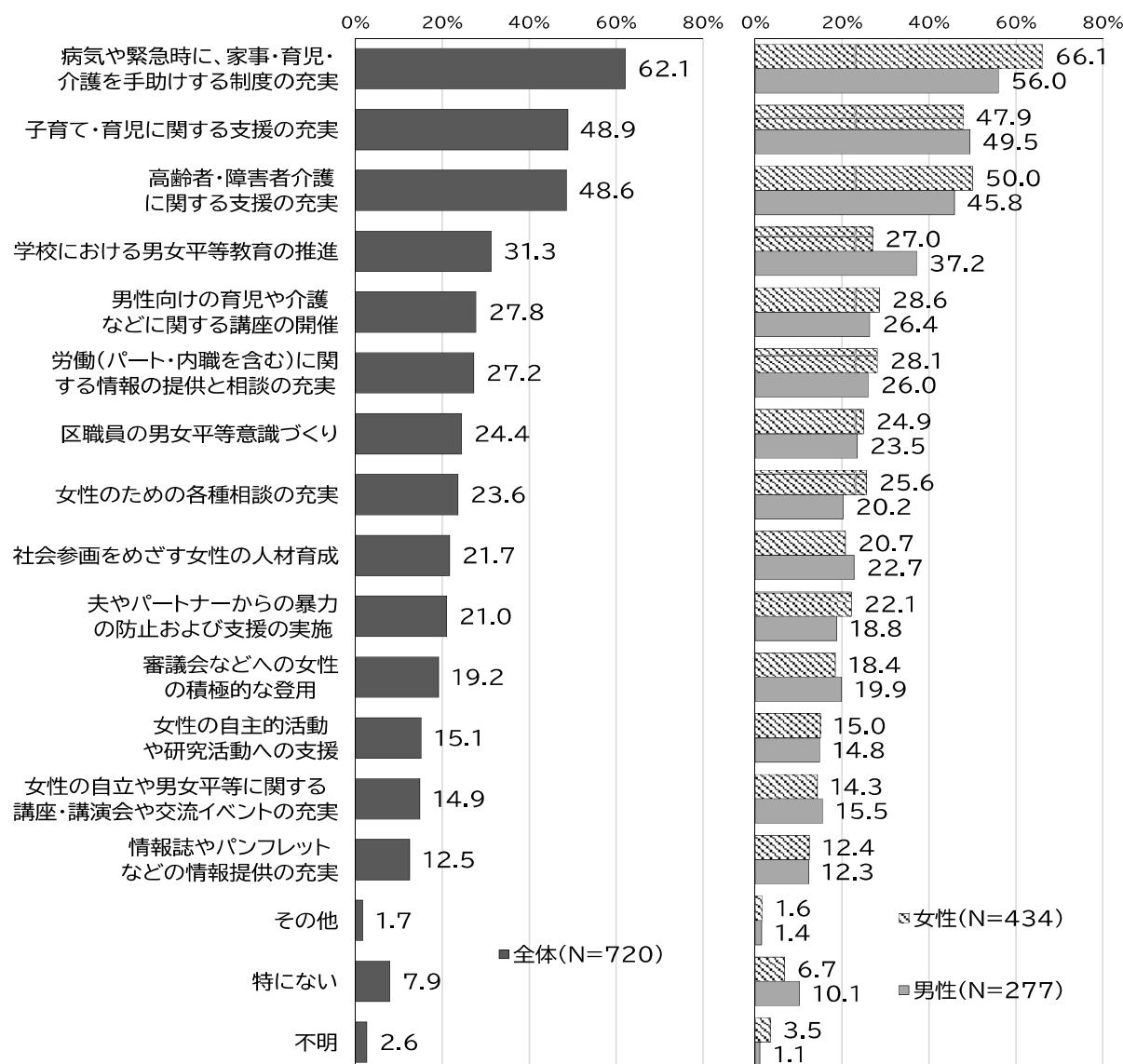


■ 男女平等社会実現のために充実すべき施策

問 あなたは男女平等社会を実現するために、今後、区ではどのような施策を充実したらよいと思いますか。
(○はあてはまるものすべて)

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(62.1%)」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実(48.9%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(48.6%)」が続いています。

性別でみると、男女ともに「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実(女性:66.1%、男性:56.0%)」が最も多く、女性は「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(50.0%)」、「子育て・育児に関する支援の充実(47.9%)」が続いています。男性は「子育て・育児に関する支援の充実(49.5%)」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実(45.8%)」が続いています。



(16) 自由回答

■ 葛飾区の男女平等・共同参画施策についての意見・要望

区の男女平等・共同参画施策全般に対する意見については、149人（女性：91人、男性：56人、未回答：2人）からご回答をいただきました。意見・要望内容について、以下にまとめました。

【意見まとめ】

男女平等の意識・価値観の変化と課題認識

- 「男女平等は当然のこと」「個人の能力が大事」「男女という区分自体が時代遅れ」
- 「男女平等という言葉に違和感」「過剰な平等は逆差別になる」
- 「男女平等は数合わせではなく、機会の平等が重要」
- 「男女平等を言う時点で平等ではない」「女性自身の意識改革も必要」

制度・政策への提案・要望

- 災害時の女性視点を取り入れた避難所運営（衛生管理・情報伝達）
- 国民年金の第3号被保険者制度の見直し、女性の経済的自立支援
- シニア女性の参画に報酬を出す制度の提案
- 区報やセミナーでの制度周知の強化
- 区の広報物の世帯単位表記の見直し

家庭・子育て・介護に関する意見

- 家事・育児における男性の参加増加とその定着への期待
- 学童保育の不足、始業時間との不一致による退職
- 子育てと仕事の両立困難、保育、学童の充実要望
- 介護と就労の両立支援（制度と職場理解の必要性）

職場・就労に関する課題

- セクハラ・パワハラの経験と意識変革の必要性
- 女性の就労継続の困難さ（体調、育児、制度の不備）
- パート・アルバイトの定義の曖昧さ、就労選択の難しさ
- ワーク・ライフ・バランス設問の分かりにくさ

教育・啓発・情報発信

- 幼少期からの多様性・個人尊重の教育の必要性
- 興味のない人にも届く情報発信の工夫（パンフレット以外の手法）
- 男女平等に関するセミナーや研修の充実
- 「区の取り組みが住民に伝わっていない」という指摘

高齢者、障害者、弱者への配慮

- 高齢者、障害者への支援強化の要望
- 高齢者の視点からの男女平等への期待と応援

- 福祉窓口での対応に対する不満と改善要望(思いやりの欠如)
- 生活保護受給者への偏見や差別的対応への懸念

多様性・人権・社会全体への視点

- 外国籍住民やLGBTQ+への配慮と共生の必要性
- 社会的弱者への支援と尊重の重要性
- 差別的な風潮や政治的発言への懸念
- 「男社会」や「無意識の偏見」への問題提起

その他、アンケートや行政への意見等

- 設問の表現や選択肢への疑問・改善提案
- アンケート結果の公表希望
- 実態調査の意義や効果に対する懷疑的な意見
- 区の取り組みへの評価と今後への期待
- 区の取り組みへの励ましや感謝の言葉
- 回答を通じて考えるきっかけになったという声
- 「がんばってください」などの激励

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査報告書
概要版
令和8年1月

発行：葛飾区総務部人権推進課
〒124-0012 葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内
TEL：03(5698)2211（直通）
FAX：03(5698)2315

庶務報告 N o . 6
総務部
令和8年1月19日

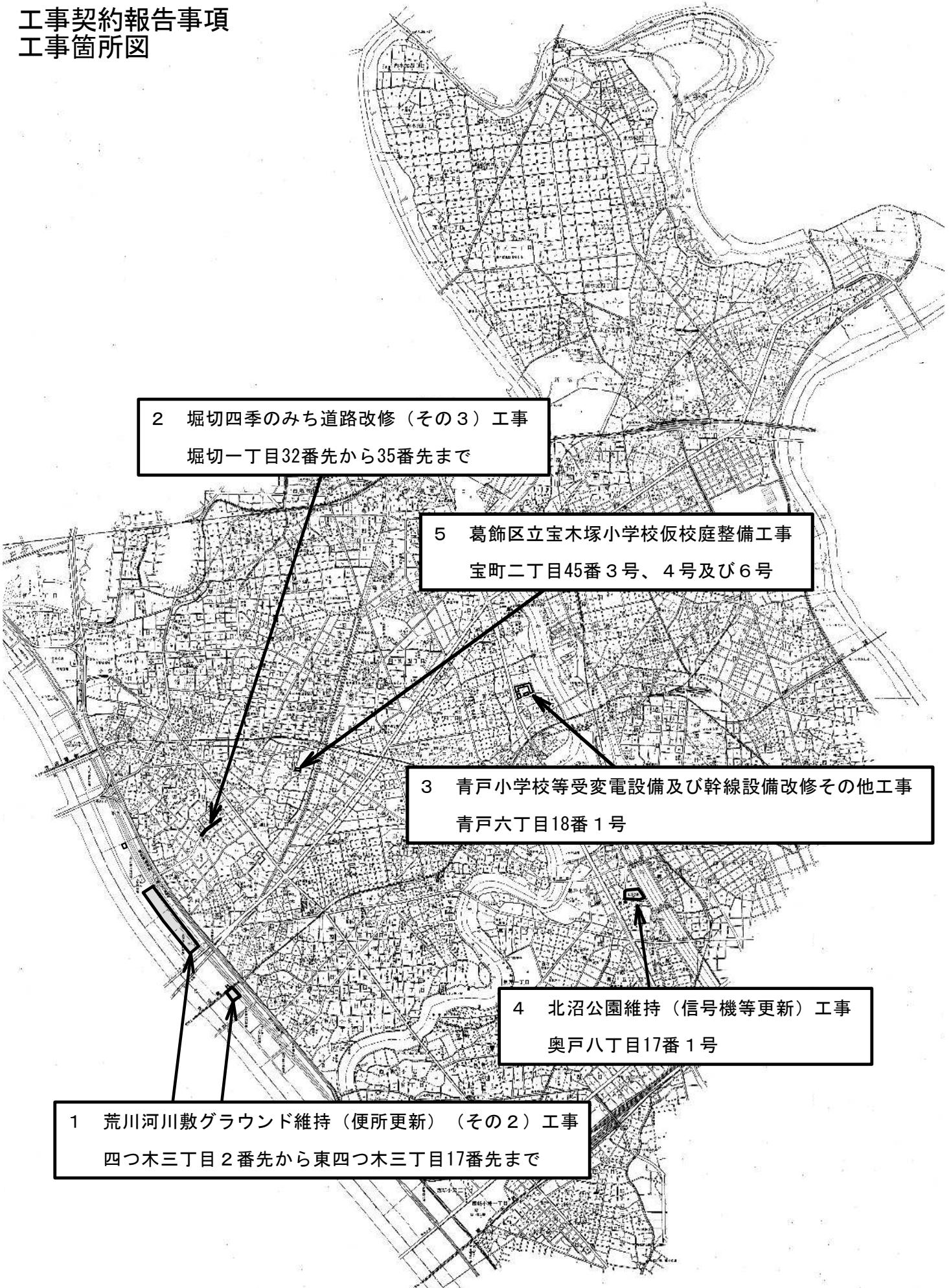
工事契約について

契約管財課

報告番号	工事件名 (工事箇所)	工事概要	契約の方法 契約金額(円)	契約の相手	契約年月日 工 期
1	荒川河川敷グラウンド維持 (便所更新) (その2) 工事 (四つ木三丁目2番先から 東四つ木三丁目17番先まで)	便所更新工事 4棟	公募型指名競 争入札 70,950,000	葛飾区西亀有 四丁目9番4号 サワ建工株式会社 代表取締役 寺澤 正博	令和7年12月5日 令和8年5月31日
2	堀切四季のみち道路改修 (その3) 工事 (堀切一丁目32番先から35 番先まで)	車道舗装工事 面積: 424.00m ² 歩道舗装工事 面積: 781.00m ²	施工能力審査 型総合評価一 般競争入札 100,839,200	葛飾区東水元 五丁目18番12号 新隆建設株式会社 代表取締役 平山 孝広	令和7年12月25日 令和9年1月20日
3	青戸小学校等受変電設備及 び幹線設備改修その他工事 (青戸六丁目18番1号)	高圧引込設備工事 受変電設備工事 幹線設備工事 内装改修工事	公募型指名競 争入札 119,680,000	葛飾区西新小岩 三丁目14番23号 有限会社KHYテクノ 代表取締役 眞川 昭夫	令和7年12月25日 令和9年2月26日
4	北沼公園維持 (信号機等更新) 工事 (奥戸八丁目17番1号)	信号機更新工事 18基 制御機更新工事 5基 園路舗装工事 533.40 m ²	制限付一般競 争入札 70,180,000	品川区大崎 三丁目6番21号 日本リーテック株式会 社 品川営業所 所長 廣阪 直也	令和7年12月25日 令和8年6月30日

報告番号	工事件名 (工事箇所)	工事概要	契約の方法 契約金額(円)	契約の相手	契約年月日 工 期
5	葛飾区立宝木塚小学校仮校庭整備工事 (宝町二丁目45番3号、4号及び6号)	整備面積: 1,573.50m ² 防球ネット: 152.60m 便所工事 1棟	公募型指名競争入札 144,650,000	葛飾区宝町 二丁目35番18号 葛飾エクステリア株式 会社 代表取締役 田中 浩二	令和7年12月26日 令和8年8月31日

工事契約報告事項 工事箇所図



令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002601
件 名	荒川河川敷グラウンド維持（便所更新）（その2）工事
履行場所	東京都葛飾区四つ木三丁目2番先から東四つ木三丁目17番先まで
工 期	令和 7 年 12 月 8 日から令和 8 年 5 月 31 日まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 11 月 14 日
開札日時	令和 7 年 12 月 4 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	サワ建工株式会社 代表取締役 寺澤 正博 東京都葛飾区西亀有四丁目9番4号
落札金額	70,950,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	サワ建工株式会社	70,950,000				落札
2	株式会社大徳工務店					辞退
3	株式会社東葛長谷工務店					辞退
4	株式会社トクエイ					辞退
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	74,357,800 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002677
件 名	堀切四季のみち道路改修（その3）工事
履行場所	東京都葛飾区堀切一丁目32番先から35番先まで
工 期	令和 7 年 12 月 26 日から令和 9 年 1 月 20 日まで
入札方法	施工能力審査型総合評価一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 12 月 8 日
開札日時	令和 7 年 12 月 24 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	新隆建設株式会社 代表取締役 平山 孝広 東京都葛飾区東水元五丁目18番12号
落札金額	100,839,200 円

項番	企業名	入札価格（円）	価格点	施工能力評価点	評価値	備考
1	株式会社歩土建工業	100,925,000	8.0	19.5	27.5	
2	株式会社錦江	100,843,600	8.0	16.5	24.5	
3	新隆建設株式会社	100,839,200	8.1	19.5	27.6	落札
4	株式会社マルトシンケン	102,300,000	6.9	16.5	23.4	
5	有限会社丸和建設工業					辞退
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	110,812,900 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002683
件 名	青戸小学校等受変電設備及び幹線設備改修その他工事
履行場所	東京都葛飾区青戸六丁目18番1号
工 期	令和 7 年 12 月 26 日 から 令和 9 年 2 月 26 日 まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 12 月 5 日
開札日時	令和 7 年 12 月 24 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	有限会社 KHY テクノ 代表取締役 真川 昭夫 東京都葛飾区西新小岩三丁目14番23号
落札金額	119,680,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	上原電気株式会社	123,376,330				
2	共栄電設工業株式会社					辞退
3	工藤電業株式会社					辞退
4	国弘電設株式会社					辞退
5	有限会社 KHY テクノ	119,680,000				落札
6	大豊電設株式会社					辞退
7	株式会社大洋電設					辞退
8	高野電気工業株式会社					辞退
9	株式会社テクノサイシング					辞退
10	有限会社中村電気					辞退
11	株式会社良電社 東京営業所					辞退
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	123,420,000 円
------	---------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002673
件 名	北沼公園維持（信号機等更新）工事
履行場所	東京都葛飾区奥戸八丁目17番1号
工 期	令和 7 年 12 月 26 日 から 令和 8 年 6 月 30 日 まで
入札方法	制限付一般競争入札
資料配付日	令和 7 年 12 月 5 日
開札日時	令和 7 年 12 月 24 日 14 時 00 分 電子入札
落札者名	日本リーテック株式会社 品川営業所 所長 廣阪 直也 東京都品川区大崎三丁目 6 番 21 号
落札金額	70,180,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格（円）	第2回目 入札価格（円）	第3回目 入札価格（円）	第4回目 入札価格（円）	備考
1	信号器材株式会社 東京支店					辞退
2	日本リーテック株式会社 品川営業所	70,180,000				落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	73,466,800 円
------	--------------

令和 7 年度

入札経過調書

案件番号	0000002672
件 名	葛飾区立宝木塚小学校仮校庭整備工事
履行場所	東京都葛飾区宝町二丁目45番3号、4号及び6号
工 期	令和 8 年 1 月 5 日 から 令和 8 年 8 月 31 日 まで
入札方法	公募型指名競争入札
資料配付日	令和 7 年 12 月 8 日
開札日時	令和 7 年 12 月 25 日 13 時 30 分 電子入札
落札者名	葛飾エクステリア株式会社 代表取締役 田中 浩二 東京都葛飾区宝町二丁目35番18号
落札金額	144,650,000 円

項番	企業名	第1回目 入札価格 (円)	第2回目 入札価格 (円)	第3回目 入札価格 (円)	第4回目 入札価格 (円)	備考
1	葛飾エクステリア株式会社	144,650,000				落札
2	株式会社桂造園	145,200,000				
3	株式会社山溪緑地	145,090,000				
4	株式会社優造園					辞退
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※表示価格は、全て税込みである。

予定価格	145,244,000 円
------	---------------

庶務報告 N.O.1
施設部
令和8年1月19日

柴又川甚まちなみ館改修工事の安全性の確認状況等について

施設整備担当課

1 趣旨

令和7年12月10日の総務委員会にて報告した柴又川甚まちなみ館改修工事について、現在の状況を報告するもの

2 建物の安全性の確認について

(1) 経過

令和7年11月22日に、現場の施工と計画通知を取得した図面に異なる部分が発覚したことから安全性の確認が必要となった。

令和7年12月15日に、株式会社トヨ一富士工（以下、「受注者」という。）及び株式会社山下テクノス（以下、「設計監理者」という。）と対応策について協議を行い、区を含めた3者で安全性の確認に向け協力し、早期に施設の引き渡しを行うことで一致をみた。

3者で分担して作業を行い、令和8年1月9日に設計監理者から安全性の確認のための書類を受理した。令和8年1月中旬には建築基準法による防煙区画の現場是正も完了するため、令和8年1月中に建築基準法における検査済証を取得できる見込みである。

(2) 安全性の確認

ア カーテンウォールの構造計算書や強度検討書により、同部材の取付部の安全性を確認した。

イ 出入口庇の構造を再計算し、同構造と取付部の安全性を確認した。

ウ カーテンウォールや1階庇を取り付けた鉄骨方立の鉄骨現場隅肉溶接部外観検査（第三者受入検査）検査報告書により、同部材の固定の安全性を確認した。

エ 各部材のミルシート（鋼材検査証明書）により、各部材の品質の安全性を確認した。

3 今後の対応

本工事請負契約については、契約期間が令和7年11月28日に終了しているが、契約図書と実際の施工内容が異なることから、工事完了手続が保留になっている。

また、建築基準法においても、計画通知の内容と実際の施工内容が異なることから、検査済証が取得できない状況であったが、令和8年1月中に検査済証を取得できる見込みである。

このことから、工事完了手続が保留となっている本工事請負契約についても、今回の事態が発生した原因を整理し、受注者と区との間で法律関係を確認した上で、議会の議決を得た後に契約の終結を図り、施設の引き渡しを受けるものとする。

庶務報告 N.O. 1
産業観光部
令和8年1月19日

柴又川甚まちなみ館開館に向けた今後の対応について

観光課

1 現状と今後について

柴又川甚まちなみ館改修工事完了の時期が未定であるため、開館に向けた準備を中断してきたところである。今般、建物の安全性が確認できる見込みが立ったことから開館に向けて準備等を進めていく。

2 主な対応事項

項目	当初の予定	今後の対応案
開館時期	令和8年3月下旬	○改修工事の進捗を踏まえて開館時期を定めていくが、令和8年秋の開館を目標に必要な手続きや準備等を行っていく。
指定管理者 指定期間	令和8年3月1日から 令和11年3月31日まで	○開館時期に合わせて指定期間の開始時期を見直す。 ○指定期間の変更に当たっては、令和8年第1回区議会定例会への必要な手続きを経て実施していく。
什器等の 買入れ契約	納入期限 令和8年2月13日	○改修工事の進捗を踏まえて納入期限を見直す。 ○区長の専決処分にて納入期限を令和8年3月31日まで延長する。その先の納入期限の延長は、令和8年第1回区議会定例会への必要な手続きを経て実施していく。

3 その他

- (1) 開館時期の変更に伴う予算措置については、令和7年度第五次補正予算案に計上予定である。
- (2) 令和8年2月の所管委員会にて、本件の進捗を報告する予定である。